

6月企画運営委員会次第

日 時 平成29年6月15日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
- (2) キャリアアップ研修について
- (3) 平成29年度「保育士の育成」研修会について
- (4) 平成29年度「保育の考えかた 保育の基礎を学びあう」研修について
- (5) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 17-10～15
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※7月企画運営委員会(予定)

平成29年7月20日(木)10:30～ 県社会福祉会館4階第3研修室

平成29年 6月 日

企画運営委員 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

時下、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、出欠等につきましては、別添 FAX 用紙にて、7月7日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

1 日 時 平成29年7月20日(木) 14:00~19:30

2 場 所 ホテルプラム

横浜市西区北幸2-9-3 横浜駅西口より徒歩約7分

Tel 045-314-5546 (代)

3 連絡協議会（2階パレロワイヤルII）

(1) 主催者挨拶

(2) 出席者自己紹介

(3) ○議題 ①講演ア「監査における留意事項」について

イ「保育士のキャリアアップ研修」について

②県・市町との情報交換

4 情報交換・懇親会（2階サロンドフルール）

5 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

(1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000円

(2) 情報交換・懇親会 参加費 5,000円

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

FAX 送信用

県保育会事務局行
(FAX 045-311-1837)

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について

氏名() 保育園名()

① 出欠について

連絡協議会

出席

欠席

情報交換・懇親会

出席

欠席

(いずれかに○をお願いします)

※ 7月7日(金)までに、県保育会事務局あてにご返送下さい。

一般社団法人 神奈川県保育会

平成29年度 研修実施計画

目的

神奈川県保育会は、施設の管理者たる園長を中心の会員とする一般社団法人である。保育会が実施する研修は、保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の保育向上と保育士等職員の資質を高めることを目的とする。

安定しない保育情勢の中で色々と問題になることが現れてきています。しかし保育の大きな役割は子どもの人権を保障することです。

今年度は保育所保育指針の改定と人材育成を基調とし保育の本来の姿を見直し質の向上を図ります。

I 保育の考え方 保育の基礎を学びあう（新指針を踏まえて）

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果 保育を奏でることで子どもの立場に立った保育の基礎（基本）に戻り、職員の意識の向上を図る。
実施時期 平成29年 9月
実施場所 未定
講師 山梨大学教授 加藤繁美氏

II 保育所職員の健康について

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者等
研修効果 腰痛をはじめとする職員の健康管理とリラクセスの方法、子どもと一緒にできる運動遊び
実施時期 ①平成29年11月
実施場所 未定
講師 エール株式会社

III 苦情解決の取り組み

対象者 理事長等役員・施設長（苦情解決責任者）・主任保育士など（苦情解決受付け者）
研修効果 社会福祉施設としての役割と意義の再確認を行い、利用者との適切な関係を築く。苦情解決に関する受付・対応・対処方法を学び、苦情解決業務の適切な対応を行う。苦情から学ぶ自園の問題と課題の整理を行い質の向上を図る。
実施時期 ①平成29年9月②平成30年1月
実施場所 ①②横浜
講師 ①選定中
②利用者相談室第三者委員

IV 安全と子どもの見守り

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者等
研修効果 安全意識の再認識と子どもを守るための保育所の役割、地域との連携
実施時期 ①平成29年10月
講師 ジャーナリスト 東京都市大学客員准教授、
一般社団法人子ども安全計画研究所代表理事 猪熊弘子氏

V 新 保育士の育成

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者等
研修効果 新任職員の心得、子どもを育てるための意識の持ち方など人材育成と保育士の資質向上
実施時期 ①平成29年7月
実施場所 ①未定
講師 洗足こども短期大学 講師井上真理子氏

VI 食育研修

対象者 施設長・保育士・栄養士・調理員
研修効果 保育指針の中での食育の位置づけ、アレルギー対応等
離乳食・移行食の役割と子育て支援の中での保育所の役割 家庭との連携。
実施時期 平成30年1～2月
実施場所 横浜
講師 相模女子大学教授 堤 ちはる氏

VII 新 新設園等支援事業

対象者 新設園・既存園の施設長等
研修効果 年度の前半で作成する保育計画の雛形に沿って、新設園等の保育運営の支援を行う。
実施時期 平成30年1～2月
実施場所 未定
講師 未定

別紙（参考資料）

雇児保発0401第1号
平成29年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

保育士等キャリアアップ研修の実施について

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第1項では、「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、同条第2項では、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされているところです。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが重要となっています。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

今般、公示を行った保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）では、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とことが盛り込まれたところです。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されますが、今後、当該加算の要件に研修の受講が課されることとなっています。（平成29年度は研修要件を課さず、平成30年度以降

は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。)

これらを踏まえ、今般、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について、別紙のとおり、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を定めましたので、通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

保育士等キャリアアップ研修ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」（以下「研修」という。）について、一定の水準を確保するために必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。

3 研修内容等

(1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

(2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

(4) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

(5) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

4 研修修了の評価

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要がある、15時間以上の研修（別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。）を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

なお、研修の受講において、都道府県又は研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

5 研修修了の情報管理

(1) 修了証の交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（2桁）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－番号（5桁）」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号（2桁）（都道府県が実施する研修は「01」とする。）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」は別添2のとおりとする。

（例）

平成29年（2017年）に北海道が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号：011701100001

(3) 修了証の効力

修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(4) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、都道府県及び研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管

理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

都道府県及び研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。なお、都道府県は、研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、都道府県及び研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

(5) 修了証の再交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

6 研修実施機関の指定手続き

都道府県が研修実施機関の指定を行う際の取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定申請

研修の指定は、研修実施機関からの申請に基づき行うものとし、研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に対し、研修実施予定日の2か月前までに様式第2号による申請書を提出しなければならない。

(2) 都道府県による指定

(1)による申請を受けた都道府県は、申請内容が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認める場合、様式第3号による指定通知書により、指定を行うものとする。

(3) 指定の効力

(2)による指定については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第4号による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

7 その他

- (1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (2) 都道府県は、指定又は委託を行う場合、研修を実施しようとする者について、次の点に留意するものとする。
 - ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること
 - イ 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること
- (3) 都道府県は、研修の実施について、管内市町村及び関係団体等と十分な連携を図るとともに、受講ニーズに対応できるよう、研修実施体制の整備に努めなければならない。研修実施体制の整備にあたっては、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- (4) 都道府県及び研修実施機関は、研修の定員に3（1）に定める研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。
- (5) 都道府県は、本ガイドラインに基づく研修について、委託又は指定を行ったものも含め、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に周知を行うこととする。

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育の意義 ○乳児保育の環境 ○乳児への適切な関わり ○乳児の発達に応じた保育内容 ○乳児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育の役割と機能 ・乳児保育の現状と課題 ・乳児保育における安全な環境 ・乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・他職種との協働 ・乳児保育における配慮事項 ・乳児保育における保育者の関わり ・乳児保育における生活習慣の援助や関わり ・保育所保育指針について ・乳児の発達と保育内容 ・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の意義 ○幼児教育の環境 ○幼児の発達に応じた保育内容 ○幼児教育の指導計画、記録及び評価 ○小学校との接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の役割と機能 ・幼児教育の現状と課題 ・幼児教育と児童福祉の関連性 ・幼児期にふさわしい生活 ・遊びを通しての総合的な指導 ・一人一人の発達の特性に応じた指導 ・他職種との協働 ・保育所保育指針について ・資質と能力を育むための保育内容 ・個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組 ・小学校教育との接続 ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 ・保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解 ○障害児保育の環境 ○障害児の発達の援助 ○家庭及び関係機関との連携 ○障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの理解 ・ 医療的ケア児の理解 ・ 合理的配慮に関する理解 ・ 障害児保育に関する現状と課題 ・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 障害のある子どもと保育者との関わり ・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・ 他職種との協働 ・ 障害のある子どもの発達と援助 ・ 保護者や家族に対する理解と支援 ・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・ 小学校等との連携 ・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・ 個別指導計画作成の留意点 ・ 障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する基礎知識 ○食育計画の作成と活用 ○アレルギー疾患の理解 ○保育所における食事の提供ガイドライン ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・ 衛生管理の理解と対応 ・ 食育の理解と計画及び評価 ・ 食育のための環境（他職種との協働等） ・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・ 第三次食育推進基本計画 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 食物アレルギーのある子どもへの対応 ・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・ 食事の提供における質の向上 ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・ アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・ 保健活動の記録と評価 ・ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） ・ 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・ 体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・ 救急処置及び救急蘇生法の習得 ・ 災害への備えと危機管理 ・ 他職種との協働 ・ 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・ 保育所における感染症の対策と登園時の対応 ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・ 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・ 保育所の特性を活かした支援 ・ 保護者の養育力の向上につながる支援 ・ 保護者に対する相談援助の方法と技術 ・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・ 社会資源 ・ 地域の子育て家庭への支援 ・ 保護者支援における面接技法 ・ 虐待の予防と対応等 ・ 虐待の事例分析 ・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・ 「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントの理解 ○リーダーシップ ○組織目標の設定 ○人材育成 ○働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育における環境構成 ○子どもとの関わり方 ○身体を使った遊び ○言葉・音楽を使った遊び ○物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※「具体的な研修内容 (例)」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

平成 29 年 6 月 7 日

保育園園（所）長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成29年度「保育士の育成」研修会の開催について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する方は、準備の都合もございますので、平成29年7月4日（火）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成29年度「保育士の育成」研修会

市・町・村 月 日

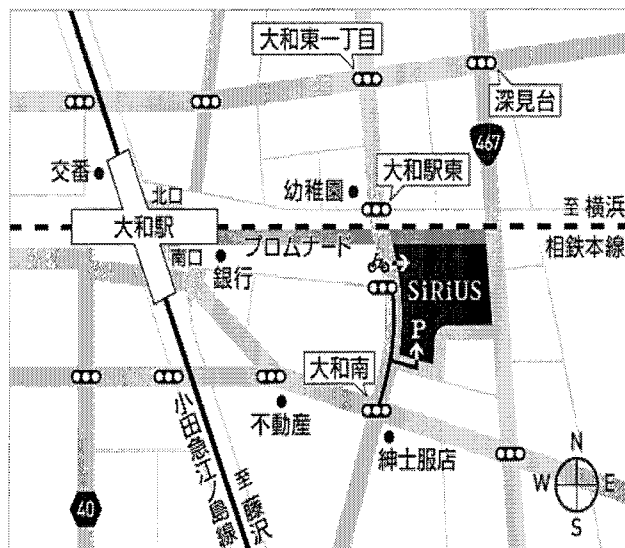
保育園名		電 話	
参加者名		職 名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込（替）		
実施日	平成 29 年 7 月 11 日（火）		

平成29年度保育士の育成研修会開催要領

1 目的 リーダーが率先して保育の質を高めていくためには、職員の声に耳を傾け集団を作っていくことで人が育ち保育が広がります。新年度も落ち着いた今だからともに育ちあう大切さを学び人材育成につなげていきたいと思ひます。

2 日時 平成29年7月11日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
 受付 午後1時00分～

3 会場 大和市生涯学習センター 601 講習室 (大和市文化創造拠点シリウス6階)
 大和市大和南 1-8-1
 TEL 046-261-0491
 小田急江ノ島線、
 相鉄本線大和駅徒歩5分



4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、
 保育士及び関係者

5 定員 100名

6 参加費 会員 1,000円 非会員 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
 (2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 萩原敬三 はぎわらけいぞう

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 平成29年7月4日(火) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ
	「保育の質の向上につながる人材育成にリーダーはどう向き合うか」 洗足こども短期大学 講師 井上 眞理子氏 質疑・応答
16:30	閉会

平成29年6月 日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成29年度「保育の考え方 保育の基礎を学びあう」研修会の開催について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきま
すよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、平成29年9月15日(金)までに、下記参
加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファクス又は郵送で申し込みください。

また、併せて別添のアンケートへの協力もよろしくお願いいたします。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成29年度「保育の考え方・保育の基礎を学びあう」研修会

市・町・村 _____ 月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		
実施日	9月28日(木)		

平成29年度保育の考え方・保育の基礎を学びあう研修会開催要領

1 目的 年齢別保育のあり方、子どもとの対話を保育指針の改定とともに学びあい
保育の質、専門性の向上を図り、研修で得た知識を共有していく。

2 日時 平成29年9月28日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで
受付午後1時00分～

3 会場 「万国橋会議センター401・402 会議室」(4階)

横浜市中区海岸通4-23 Tel 045-212-1034

・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分

・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅から徒歩10分

4 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者

5 定員 100名

6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。

(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 ①平成29年9月15日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し
込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ
13:40	講師 山梨大学 教授 加藤 繁美氏 質疑・応答
16:30	閉会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「平成 29 年度における私立保育所の運営に要する費用について」が発出される…………… 1
- ◆ 2017（平成29）年度 教育・保育施設長専門講座 受講受付開始（全保協）… 1
- ◆ 第61回全国保育研究大会 フリー発表分科会の研究発表の募集について… 2
- ◆ 平成29年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース 受講者募集のご案内（全社協・中央福祉学院）…………… 3

◆ 「平成 29 年度における私立保育所の運営に要する費用について」が発出される

平成29年5月10日、内閣府・厚生労働省は、連名通知「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」を発出しました。

これは、平成29年3月31日に示された平成29年度の公定価格の基本分単価等の内訳が示されたものです。公定価格の基本分内訳は、「基本分単価＝事務費（人件費、管理費）＋事業費」となっています。

詳細は、資料1-1、1-2をご参照ください。

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h290510/unei_hiyou.pdf

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h290510/unityou_shinkyu.pdf

◆2017（平成29）年度 教育・保育施設長専門講座 受講受付開始（全保協）

全保協では、本年度の「教育・保育施設長専門講座」の受講申込み受付を開始しました。

平成29年度のプログラムは、①「子ども・子育て支援新制度」のもとに策定される「子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施にあたって、保育現場に求められる取り組みについての情報共有・検討、②制度が改革されても変わらない、すべての子どもと子育て家庭への支援を充実させる保育の役割についての講義・グループ演習の実施、③社会の要請と地域のニーズをしっかりと見すえ、保育の使命を的確に捉えた、保育を発展・充実

させていく施設長の識見・力量の醸成等、現場実践を特色とした企画内容となっています。子どもの育ちを支える現場リーダーの皆様のご参加をお待ちしております。

各プログラムの日程・会場等は以下の通りです。お申込みにあたっては、全保協ホームページに掲載の受講案内をご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

《講座の概要》

専門講座	日 程	会 場	受講料
プログラム(1)	7月24日(月)～25日(水)	新横浜プリンスホテル(横浜市)	30,000円
プログラム(2)	8月8日(火)～10日(木)	新横浜国際ホテル(横浜市)	35,000円
プログラム(3)	30年1月31日(水)～2月2日(金)	ホテルJALシティ田町 東京(東京都港区)	35,000円

(1) 受講資格 ※次の①～③のいずれかに該当する方

- ①保育士資格または社会福祉主事任用資格を有し、現在、保育所長または保育所に準ずる職にある方
- ②保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、現在、認定こども園園長または園長に準ずる職にある方
- ③上記に準ずるとみなされる方

(2) 受講申込み手続きおよび申込み期限

「受講申込書」は所属する都道府県・指定都市の保育協議会(保育組織)にご送付ください。締め切りは平成29年6月9日(金)です。

◆第61回全国保育研究大会 フリー発表分科会の研究発表の募集について

全国保育協議会では、毎年「全国保育研究大会」を開催し、全国からおおよそ1,500名の参加者のもと、保育・子育て支援に関する実践者の姿勢を社会にアピールするとともに、今日的な保育・子育て支援の実践ならびに制度等をめぐる課題について幅広く研究協議を行っております。

この「全国保育研究大会」において、保育・子育て支援関係者が自由なテーマで研究発表し、協議・交流を深める場として「フリー発表分科会」を設けており、第61回全国保育研究大会においても、下記のとおり実施することといたしました。

この機会にぜひ、日頃の保育・子育て支援に関する研究活動の成果をご発表いただき、子どもを主体とした実践にむけ、多くの参加者と情報共有をいただきたく存じます。多くの皆さまのご参画をお待ち申しあげております。

《研究発表の概要》

(1) 発表日：平成29年11月16日(木) ※第61回全国保育研究大会第2日目

(2) 会場：神戸ポートピアホテルまたは周辺施設 ※会場は後日ご案内いたします。

第61回全国保育研究大会のメイン会場は、ポートピアホテルです。

(3) 発表時間：25分程度(研究発表：20分、質疑応答：5分)

(4) 募集内容：保育・子育て支援に関する研究発表

(5) 研究発表者の条件：全保協会則第4条に定める会員に所属する関係者または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること

(6) 応募締切：7月7日(金)

※詳細は、全保協ホームページの「フリー発表分科会の募集要項」をご参照ください。

全保協ホームページ「研修会・大会等案内」 <http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

◆平成 29 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期 コース 受講者募集のご案内(全社協・中央福祉学院)

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の平成 29 年度受講者を募集いたします。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、保育所等の児童福祉施設の現場においても、職員の基礎的な資格として広く取得されています。特に保育所等では、子どもたちの日々の様子から障害や虐待の疑いがあるなどを察知したり、保護者あるいは地域からの多様な相談に対応したりするため、福祉専門職として幅広い知識が求められます。社会福祉の基礎的な資格である社会福祉主事任用資格を取得することで、児童福祉分野のみならず関係分野である高齢者福祉・障害者福祉・社会保障分野・社会福祉援助技術等の知識も深めていただけますので、個別ニーズに迅速かつ適切に広い視野で対応いただく一助となります。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に 2 年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設の入学資格を得ることができます。中央福祉学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは中央福祉学院のホームページから、受講案内をご覧ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

≪講座の概要≫

- (1) 受講期間 平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月 (1 年間)
- (2) 学習内容 自宅学習による答案作成 (16 科目)、面接授業 (5 日間)
- (3) 受講料 87,400 円 (消費税込。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む)
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格 社会福祉法に基づく第 1 種・第 2 種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること (詳しくは『受講案内』をご覧ください)。
- (5) 申込期間 平成 29 年 4 月 25 日 (火)～平成 29 年 6 月 30 日 (金) 【当日消印有効】
- (6) 詳細・申込 中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/training/course305.html>
- (7) 問合せ 全社協・中央福祉学院 TEL. 046 - 858 - 1355

府子本第360号
雇児保発0510第2号
平成29年5月10日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
（公印省略）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

この委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、平成29年度における公定価格の基本分単価等の内訳について下記のとおり示す。

なお、本通知の施行に伴い、平成28年8月2日府子本第528号、雇児保発0802第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。

記

公定価格の基本分内訳

$$\text{基本分単価} = \text{事務費（人件費、管理費）} + \text{事業費}$$

1 事業費関係

一般生活費

- ・ 3歳未満児 児童1人当たり月額 10,127円
- ・ 3歳以上児 " 6,856円

2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

3 人件費関係

平成29年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	
所 長	(福)2-33	254,600円	—	—	約480万円
主任保育士	(福)2-17	236,130円	1	9,300円	約450万円
保 育 士	(福)1-29	201,450円	1	7,800円	約380万円
調理員等	(行二)1-37	172,100円	—	—	約314万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
 5 地域区分について別途加味する必要がある。
 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。
 7 この表における人件費（年額）には、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。

4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表（児童1人当たり月額）

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20人まで	3歳未満児	4,981円	103円
	3歳以上児	6,641円	
21人～30人まで	3歳未満児	4,981円	69円
	3歳以上児	6,641円	

31人～40人まで	3歳未満児	4,981円	52円
	3歳以上児	6,641円	
41人～50人まで	3歳未満児	4,981円	41円
	3歳以上児	6,641円	
51人～60人まで	3歳未満児	4,981円	34円
	3歳以上児	6,641円	
61人～70人まで	3歳未満児	4,981円	30円
	3歳以上児	6,641円	
71人～80人まで	3歳未満児	4,981円	26円
	3歳以上児	6,641円	
81人～90人まで	3歳未満児	4,981円	23円
	3歳以上児	6,641円	

(注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額から上表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

5 休日保育加算

休日保育加算における単価表（月額）

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210人	59,167円	2,890円
211人～279人	61,597円	3,127円
280人～349人	66,458円	3,602円
350人～419人	71,319円	4,077円
420人～489人	76,181円	4,552円
490人～559人	81,042円	5,027円
560人～629人	85,903円	5,502円
630人～699人	90,764円	5,977円
700人～769人	95,625円	6,451円
770人～839人	100,486円	6,926円
840人～909人	105,347円	7,401円
910人～979人	110,208円	7,876円
980人～1,049人	115,069円	8,351円
1,050人～	119,931円	8,826円

(注) 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費及び管理費を減じて算定する必要がある。

6 処遇改善等加算 I（基礎分）

加算率の区分	職員 1 人当たりの平均経験年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10 年以上	10%	2%
11%加算分	9 年以上 10 年未満	9%	2%
10%加算分	8 年以上 9 年未満	8%	2%
9%加算分	7 年以上 8 年未満	7%	2%
8%加算分	6 年以上 7 年未満	6%	2%
7%加算分	5 年以上 6 年未満	5%	2%
6%加算分	4 年以上 5 年未満	4%	2%
5%加算分	3 年以上 4 年未満	3%	2%
4%加算分	2 年以上 3 年未満	2%	2%
3%加算分	1 年以上 2 年未満	1%	2%
2%加算分	1 年未満	0%	2%

7 その他加算について

①人件費関係

処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算

②管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

※ 調整部分（分園の場合、恒常的に土曜日を閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

別紙

基本分単価に含まれている管理費

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
20人 まで	保育標準時間	乳児	16,411円
		1,2歳児	11,107円
		3歳児	7,395円
		4歳以上児	6,865円
	保育短時間	乳児	14,820円
		1,2歳児	9,516円
		3歳児	5,804円
		4歳以上児	5,274円
21人 から 30人 まで	保育標準時間	乳児	14,539円
		1,2歳児	9,235円
		3歳児	5,523円
		4歳以上児	4,993円
	保育短時間	乳児	13,478円
		1,2歳児	8,174円
		3歳児	4,462円
		4歳以上児	3,932円
31人 から 40人 まで	保育標準時間	乳児	13,724円
		1,2歳児	8,420円
		3歳児	4,708円
		4歳以上児	4,178円
	保育短時間	乳児	12,929円
		1,2歳児	7,625円
		3歳児	3,913円
		4歳以上児	3,383円
41人 から 50人 まで	保育標準時間	乳児	13,636円
		1,2歳児	8,332円
		3歳児	4,620円
		4歳以上児	4,090円
	保育短時間	乳児	13,000円
		1,2歳児	7,696円
		3歳児	3,984円
		4歳以上児	3,454円
51人 から 60人 まで	保育標準時間	乳児	13,068円
		1,2歳児	7,764円
		3歳児	4,052円
		4歳以上児	3,522円
	保育短時間	乳児	12,538円
		1,2歳児	7,234円
		3歳児	3,522円

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
61人 から 70人 まで	保育標準時間	4歳以上児	2,992円
		乳児	12,739円
		1,2歳児	7,435円
		3歳児	3,723円
	保育短時間	4歳以上児	3,193円
		乳児	12,284円
		1,2歳児	6,980円
		3歳児	3,268円
71人 から 80人 まで	保育標準時間	4歳以上児	2,738円
		乳児	12,496円
		1,2歳児	7,192円
		3歳児	3,480円
	保育短時間	4歳以上児	2,950円
		乳児	12,098円
		1,2歳児	6,794円
		3歳児	3,082円
81人 から 90人 まで	保育標準時間	4歳以上児	2,552円
		乳児	12,303円
		1,2歳児	6,999円
		3歳児	3,287円
	保育短時間	4歳以上児	2,757円
		乳児	11,949円
		1,2歳児	6,645円
		3歳児	2,933円
91人 から 100人 まで	保育標準時間	4歳以上児	2,403円
		乳児	11,830円
		1,2歳児	6,526円
		3歳児	2,814円
	保育短時間	4歳以上児	2,284円
		乳児	11,512円
		1,2歳児	6,208円
		3歳児	2,496円
101人 から 110人 まで	保育標準時間	4歳以上児	1,966円
		乳児	11,736円
		1,2歳児	6,432円
		3歳児	2,720円
	保育短時間	4歳以上児	2,190円
		乳児	11,447円
		1,2歳児	6,143円
		3歳児	2,431円
		4歳以上児	1,901円

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
111人 から 120人 まで	保育標準時間	乳児	11,655円
		1,2歳児	6,351円
		3歳児	2,639円
		4歳以上児	2,109円
	保育短時間	乳児	11,390円
		1,2歳児	6,086円
		3歳児	2,374円
		4歳以上児	1,844円
121人 から 130人 まで	保育標準時間	乳児	11,586円
		1,2歳児	6,282円
		3歳児	2,570円
		4歳以上児	2,040円
	保育短時間	乳児	11,341円
		1,2歳児	6,037円
		3歳児	2,325円
		4歳以上児	1,795円
131人 から 140人 まで	保育標準時間	乳児	11,529円
		1,2歳児	6,225円
		3歳児	2,513円
		4歳以上児	1,983円
	保育短時間	乳児	11,302円
		1,2歳児	5,998円
		3歳児	2,286円
		4歳以上児	1,756円
141人 から 150人 まで	保育標準時間	乳児	11,483円
		1,2歳児	6,179円
		3歳児	2,467円
		4歳以上児	1,937円
	保育短時間	乳児	11,271円
		1,2歳児	5,967円
		3歳児	2,255円
		4歳以上児	1,725円
151人 から 160人 まで	保育標準時間	乳児	11,438円
		1,2歳児	6,134円
		3歳児	2,422円
		4歳以上児	1,892円
	保育短時間	乳児	11,239円
		1,2歳児	5,935円
		3歳児	2,223円
		4歳以上児	1,693円

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
161人 から 170人 まで	保育標準時間	乳児	11,400円
		1,2歳児	6,096円
		3歳児	2,384円
		4歳以上児	1,854円
	保育短時間	乳児	11,213円
		1,2歳児	5,909円
		3歳児	2,197円
		4歳以上児	1,667円
171人 以上	保育標準時間	乳児	11,368円
		1,2歳児	6,064円
		3歳児	2,352円
		4歳以上児	1,822円
	保育短時間	乳児	11,191円
		1,2歳児	5,887円
		3歳児	2,175円
		4歳以上児	1,645円

後

府子本第360号
雇児保発0510第2号
平成29年5月10日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法第24条第1項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、平成29年度における公定価格の基本単価等の内訳について下記のとおり示す。

なお、本通知の施行に伴い、平成28年8月2日府子本第528号、雇児保発0802第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。

前

府子本第528号
雇児保発0802第1号
平成28年8月2日
府子本第123号
雇児保発0302第1号
平成29年3月2日

[一部改正]

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法第24条第1項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、平成28年度における公定価格の基本単価等の内訳について下記のとおり示す。

なお、本通知の施行に伴い、平成27年9月3日府子本第257号、雇児保発0903第3号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」は、平成28年3月31日限りで廃止する。

後

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費 (人件費、管理費) + 事業費

- 1 事業費関係
 一般生活費
 ・ 3歳未満児 児童1人当たり月額 10,127円
 ・ 3歳以上児 " " 6,856円

2 (略)

3 人件費関係
 平成29年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	
所 長	(福)2-33	254,600円	-	-	約480万円
主任保育士	(福)2-17	236,130円	1	9,300円	約450万円
保育士	(福)1-29	201,450円	1	7,800円	約380万円
調理員等	(行二)1-37	172,100円	-	-	約314万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額(基本額×調整数)を加えている。
 5 地域区分について別途加味する必要がある。
 6 この表における人件費(年額)とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値(約6%)を用いて算定。
 7 この表における人件費(年額)には、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。

4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表(児童一人当たり月額)

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20人まで	3歳未満児	4,981円	103円
	3歳以上児	6,641円	
21人～30人まで	3歳未満児	4,981円	69円
	3歳以上児	6,641円	

前

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費 (人件費、管理費) + 事業費

- 1 事業費関係
 一般生活費
 ・ 3歳未満児 児童1人月額 9,804円
 ・ 3歳以上児 " " 6,637円

2 管理費関係
 基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」とおとり

3 人件費関係
 平成28年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	
所 長	(福)2-33	254,600円	-	-	約479万円
主任保育士	(福)2-17	236,130円	1	9,300円	約449万円
保育士	(福)1-29	201,450円	1	7,800円	約379万円
調理員等	(行二)1-37	172,100円	-	-	約313万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額(基本額×調整数)を加えている。
 5 地域区分について別途加味する必要がある。
 6 この表における人件費(年額)とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表(児童一人当たり) (単位:円)

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20人まで	3歳未満児	4,822	103
	3歳以上児	6,429	
21人～30人まで	3歳未満児	4,822	69
	3歳以上児	6,429	

後

31人～40人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,981円 6,641円	52円
41人～50人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,981円 6,641円	41円
51人～60人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,981円 6,641円	34円
61人～70人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,981円 6,641円	30円
71人～80人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,981円 6,641円	26円
81人～90人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,981円 6,641円	23円

(注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

5 (略)

前

31人～40人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,822円 6,429円	52
41人～50人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,822円 6,429円	41
51人～60人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,822円 6,429円	34
61人～70人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,822円 6,429円	30
71人～90人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,822円 6,429円	26
81人～90人まで	3歳未満児 3歳以上児	4,822円 6,429円	23

(注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

5 休日保育加算

休日保育加算における単価表 (月額) (単位:円)

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210人	59,167	2,890
211人～279人	61,597	3,127
280人～349人	66,458	3,602
350人～419人	71,319	4,077
420人～489人	76,181	4,552
490人～559人	81,042	5,027
560人～629人	85,903	5,502
630人～699人	90,764	5,977
700人～769人	95,625	6,451
770人～839人	100,486	6,926
840人～909人	105,347	7,401
910人～979人	110,208	7,876
980人～1,049人	115,069	8,351
1,050人～(1,119人)	119,931	8,826

(注) 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

6 処遇改善等加算Ⅰ (基礎分)

加算率の区分	職員1人当たりの平均経験年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%

6 処遇改善等加算 (基礎分)

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%

後

7%加算分	5年以上	6年未満	5%	2%
6%加算分	4年以上	5年未満	4%	2%
5%加算分	3年以上	4年未満	3%	2%
4%加算分	2年以上	3年未満	2%	2%
3%加算分	1年以上	2年未満	1%	2%
2%加算分	1年未満		0%	2%

7 その他加算について

①人件費関係

処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算

②（略）

前

7%加算分	5年以上	6年未満	5%	2%
6%加算分	4年以上	5年未満	4%	2%
5%加算分	3年以上	4年未満	3%	2%
4%加算分	2年以上	3年未満	2%	2%
3%加算分	1年以上	2年未満	1%	2%
2%加算分	1年未満		0%	2%

7 その他加算について

①人件費関係

処遇改善等加算（賃金改善要件分）、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算

②管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

※ 調整部分（分園の場合、恒常的に土曜日を閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

別紙

別紙

基本分単価に含まれている管理費 (単位：円)

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
20人 まで	保育標準時間	乳児	16,411
		1, 2歳児	11,107
		3歳児	7,395
		4歳以上児	6,865
	保育短時間	乳児	14,820
		1, 2歳児	9,516
		3歳児	5,804
		4歳以上児	5,274
21人 から 30人 まで	保育標準時間	乳児	14,539
		1, 2歳児	9,235
		3歳児	5,523
		4歳以上児	4,993
	保育短時間	乳児	13,478
		1, 2歳児	8,174
		3歳児	4,462
		4歳以上児	3,932
31人 から 40人 まで	保育標準時間	乳児	13,724
		1, 2歳児	8,420
		3歳児	4,708
		4歳以上児	4,178
	保育短時間	乳児	12,929
		1, 2歳児	7,625
		3歳児	3,913
		4歳以上児	3,383
41人 から 50人 まで	保育標準時間	乳児	13,636
		1, 2歳児	8,332
		3歳児	4,620
		4歳以上児	4,090
	保育短時間	乳児	13,000
		1, 2歳児	7,696
		3歳児	3,984
		4歳以上児	3,454
51人 から 60人 まで	保育標準時間	乳児	13,068
		1, 2歳児	7,764
		3歳児	4,052
		4歳以上児	3,522
	保育短時間	乳児	12,538
		1, 2歳児	7,234
		3歳児	3,522
		4歳以上児	2,992

後

前

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
61人 から 70人 まで	保育標準時間	乳児	12,739
		1, 2歳児	7,435
		3歳児	3,723
		4歳以上児	3,193
	保育短時間	乳児	12,284
		1, 2歳児	6,980
		3歳児	3,268
		4歳以上児	2,738
71人 から 80人 まで	保育標準時間	乳児	12,496
		1, 2歳児	7,192
		3歳児	3,480
		4歳以上児	2,950
	保育短時間	乳児	12,098
		1, 2歳児	6,794
		3歳児	3,082
		4歳以上児	2,552
81人 から 90人 まで	保育標準時間	乳児	12,303
		1, 2歳児	6,999
		3歳児	3,287
		4歳以上児	2,757
	保育短時間	乳児	11,949
		1, 2歳児	6,645
		3歳児	2,933
		4歳以上児	2,403
91人 から 100人 まで	保育標準時間	乳児	11,830
		1, 2歳児	6,526
		3歳児	2,814
		4歳以上児	2,284
	保育短時間	乳児	11,512
		1, 2歳児	6,208
		3歳児	2,496
		4歳以上児	1,966
101人 から 110人 まで	保育標準時間	乳児	11,736
		1, 2歳児	6,432
		3歳児	2,720
		4歳以上児	2,190
	保育短時間	乳児	11,447
		1, 2歳児	6,143
		3歳児	2,431
		4歳以上児	1,901
111人 から	保育標準時間	乳児	11,655
		1, 2歳児	6,351
		3歳児	2,639
		4歳以上児	2,109

後

前

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
120人 まで	保育短時間	乳児	11,390
		1, 2歳児	6,086
		3歳児	2,374
		4歳以上児	1,844
121人 から 130人 まで	保育標準時間	乳児	11,586
		1, 2歳児	6,282
		3歳児	2,570
		4歳以上児	2,040
131人 から 140人 まで	保育短時間	乳児	11,341
		1, 2歳児	6,037
		3歳児	2,325
		4歳以上児	1,795
131人 から 140人 まで	保育標準時間	乳児	11,529
		1, 2歳児	6,225
		3歳児	2,513
		4歳以上児	1,983
141人 から 150人 まで	保育短時間	乳児	11,302
		1, 2歳児	5,998
		3歳児	2,286
		4歳以上児	1,756
141人 から 150人 まで	保育標準時間	乳児	11,483
		1, 2歳児	6,179
		3歳児	2,467
		4歳以上児	1,937
151人 から 160人 まで	保育短時間	乳児	11,271
		1, 2歳児	5,967
		3歳児	2,255
		4歳以上児	1,725
151人 から 160人 まで	保育標準時間	乳児	11,438
		1, 2歳児	6,134
		3歳児	2,422
		4歳以上児	1,892
161人 から 170人 まで	保育短時間	乳児	11,239
		1, 2歳児	5,935
		3歳児	2,223
		4歳以上児	1,693
161人 から 170人 まで	保育標準時間	乳児	11,400
		1, 2歳児	6,096
		3歳児	2,384
		4歳以上児	1,854
161人 から 170人 まで	保育短時間	乳児	11,213
		1, 2歳児	5,909
		3歳児	2,197
		4歳以上児	1,667

後

前

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
171人 以上	保 育 標 準 時 間	乳 児	11,368
		1 , 2 歳 児	6,064
		3 歳 児	2,352
		4 歳 以 上 児	1,822
	保 育 短 時 間	乳 児	11,191
		1 , 2 歳 児	5,887
		3 歳 児	2,175
		4 歳 以 上 児	1,645

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 万田康氏を会長に再任～平成29年度 第1回協議員総会を開催……………1

◆万田康氏を会長に再任 ～平成29年度 第1回協議員総会開催

本日5月19日（金）、全社協・灘尾ホールにおいて、平成29年度 全国保育協議会 第1回協議員総会が開催されました。開会にあたり、万田康全国保育協議会会長、野崎吉康全国社会福祉協議会事務局長から挨拶があり、続いて、楠目聖厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画官より、直近の保育の動向を含めたご挨拶をいただきました。

総会の議案は、【第1号議案】平成28年度全国保育協議会事業報告（案）について、【第2号議案】平成28年度全国保育協議会会計決算について、【第3号議案】全国保育協議会役員改選についての審議が行われ、第1号議案、第2号議案は原案通り承認されました。

なお、第3号議案は、全国保育協議会役員任期満了にともなう役員改選であり、会長には、万田 康 氏（福岡県）が再任されました。

平成29・30年度の役員体制は、次のとおりです。

【会長、副会長、監査委員】※敬称略

	氏 名	県・市名	備 考
会 長	万田 康	福岡県	
副会長	佐藤 秀樹	青森県	
同	奥村 尚三	川崎市	
同	小島 伸也	富山県	
同	森田 昌伸	和歌山県	全保協会則第19条2項に基づく職務代理者
同	清水 淳子	横浜市	公立の会員の代表者
同	上村 初美	福岡県	全国保育士会会長
監査委員	國井 隆介	福島県	全保協協議員
同	四国ブロックより選出 ※平成29年7月決定予定		全保協一般会員

【常任協議員】 ※敬称略

選 出 区 分	氏 名	県・市名	備 考
北海道・東北ブロック	藤本 達也	岩手県	
関東ブロック	風間 嘉信	栃木県	
関東ブロック	佐野 健一	横浜市	
東海・北陸ブロック	前田 武司	石川県	
近畿ブロック	森田 信司	大阪府	
中国ブロック	渡邊 正善	山口県	
四国ブロック	合田 史宣	愛媛県	
九州ブロック	佐藤 成己	大分県	
全国保育士会	村松 幹子	静岡県	全保協会則第18条第3項(3)
全国保育士会	荻原 尚子	兵庫県	全保協会則第18条第3項(3)
全国保育士会	北野 久美	北九州市	全保協会則第18条第3項(3)
公立保育所等委員会委員長	後日、第1回公立保育所等委員会時に選出		

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 公立保育所・公立認定こども園等の役割を考える ～全国保育協議会 公立保育所等トップセミナー募集開始…………… 1
- ◆ 「つなげよう 保育の輪・咲かせよう 笑顔の花を」 ～第51回全国保育士会研究大会 参加受付中…………… 2
- ◆ 第13回「保育スーパーバイザー」養成研修会を開催(全国保育士会) …… 2
- ◆ 会計に関する専門性を高め、実務に活かす ～社会福祉施設職員会計実務講座(中央福祉学院)…………… 3
- ◆ 幼稚園教員資格認定試験のご案内(文部科学省) ～保育士等として一定の勤務経験を有する者が、試験により幼稚園教諭免許状を取得可能…………… 4
- ◆ 防災推進国民大会2017を開催(内閣府、防災推進国民会議、防災推進協議会の3者による実行委員会の主催)…………… 4

◆公立保育所・公立認定こども園等の役割を考える ～全国保育協議会 公立保育所等トップセミナー募集開始

子ども・子育て支援新制度が施行されてから3年目に入りました。社会情勢や子どもをめぐる環境の変化により、保育所・認定こども園等の長には、多様で高度な資質が求められています。また、保育所保育指針は平成30年度の改定施行に向けて、今年度が周知期間になっています。この状況下、公立保育所・公立認定こども園等の関係者、保育行政関係者は、子ども家庭福祉に携わる公務員として、地域全体の子どもの育ちの保障や、保育の質の向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

本セミナーでは、直近の制度・政策動向を再確認し、公立保育所・公立認定こども園等や市町村行政に求められる役割・使命をあらためて考え、その具体的実践の方向性について研究協議を深めることを目的に開催します。

《セミナーの概要》

- (1) 期日：平成29年8月25日(金)～26日(土)
- (2) 会場：新横浜プリンスホテル 5階「シンフォニア」 (神奈川県横浜市港北区新横浜3-4)
- (3) 参加対象：①次の公立保育施設の長またはリーダー層
 - ア) 認可保育所 イ) 認定こども園 ウ) 子育て支援センター 等
 ②都道府県・市区町村行政保育担当者 等

(4) 参加費：会員 10,000 円（会員施設に所属されている方） 会員でない方 15,000 円

※保育関係担当課行政関係者は、会員の参加費でご参加いただけます。

(5) 定員：400 名（定員になり次第、締切）

(6) 主催：全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会

※詳細は、全保協ホームページの「公立保育所等トップセミナー開催要項」をご参照ください。

全保協ホームページ「研修会・大会等案内」 <http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

◆「つなげよう 保育の輪・咲かせよう 笑顔の花を」 ～第 51 回全国保育士会研究大会 参加受付中

全国保育士会では、「第 51 回全国保育士会研究大会」を、平成 29 年 10 月 26 日（木）～27 日（金）の 2 日間にわたり、富山県富山市で開催します。

今大会は、「つなげよう 保育の輪・咲かせよう 笑顔の花を」をテーマに、全国の保育関係者が集い、保育者一人ひとりが知識の研鑽を積むとともに、保育の研究を深めることを目的としています。

1 日目の記念講演では、女優の柴田理恵氏にご講演いただきます。また、開会に先立ち、オープニングアトラクションとして「越中五箇山麦屋節」を予定しています。2 日目は、9 つの分科会にて 20 本以上の実践研究発表を受け、全国の保育関係者とともに保育の研究を深めます。皆さまお誘い合わせのうえ、この機会にぜひ富山県へお越しください。

《研究大会の概要》

(1) 期日：平成 29 年 10 月 26 日（木）～27 日（金）

(2) 会場：オーバード・ホール（富山市芸術文化ホール）他（富山県富山市牛島町 9-28 他）

(3) 参加対象・定員：保育関係者、学生等・1,600 人

(4) 参加費：会員 12,000 円 会員でない方 13,000 円 学生 5,000 円

(5) 締切：8 月 31 日（木）

(6) 主催：全国社会福祉協議会・全国保育士会／全国保育協議会、富山県保育士会

※詳細は、全国保育士会ホームページをご参照ください。

全国保育士会ホームページ（第 51 回全国保育士会研究大会のページ）

<http://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/kensyukai.php?id=28>

ウェブサイトからのお申し込みいただけます。

<https://www.mwt-mice.com/events/2017hoikushikai51/login>

◆第 13 回「保育スーパーバイザー」養成研修会を開催（全国保育士会）

全国保育士会では、第 13 回「保育スーパーバイザー」養成研修会を、平成 29 年 8 月 23 日（水）～24 日（木）の 2 日間にわたり開催いたします。

昨今の社会情勢をふまえ、平成 28 年度には保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定（改正）の検討が行われるとともに、保育士等のキャリアアップにつながる研修体系の構築にかかる検討が、国において進められました。

保育所・認定こども園等においては、多様化が進む保育ニーズへの対応等を可能とする保育士・保育教諭等の専門性の向上、関係機関との連携に基づく地域の子育て支援拠点と

しての役割の拡大などへの対応が社会から求められています。

加えて、主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的職員においては、職員一人ひとりが、組織の一員として業務を着実に遂行しながら、後輩等職員が専門職として成長していくための支援をする役割が重要です。

そうした役割を担う「保育スーパーバイザー」を養成し、組織および保育の質の向上に寄与することを目的に、本研修会を開催します。

《研修会の概要》

- (1) 期日：平成 29 年 8 月 23 日（水）～24 日（木）
- (2) 会場：全国社会福祉協議会 第 3～5 会議室（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル）
- (3) 受講要件：①主任保育士・主幹保育教諭特別講座（旧：主任保育士特別講座）修了生、②全国保育協議会「教育・保育施設長専門講座（旧：保育所長専門講座）」修了生、③全国保育士会委員（平成 27・28 年度委員を含む）、④全国保育協議会協議員
[※本研修会は「主任保育士・主幹保育教諭特別講座（平成 26 年度までは、主任保育士特別講座）」、「教育・保育施設長専門講座（平成 26 年度までは、保育所長専門講座）」のリカレント研修として位置づけられています。]
- (4) 定員：80 名
- (5) 参加費：会員 23,000 円 会員でない方 25,000 円
- (6) 締切：7 月 27 日（木）
- (7) 主催：全国社会福祉協議会・全国保育士会

※詳細は、全国保育士会ホームページをご参照ください。

<http://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/kensyukai.php?id=29>

◆会計に関する専門性を高め、実務に活かす ～社会福祉施設職員会計実務講座（中央福祉学院）

中央福祉学院では、社会福祉法人の経営強化に向けて、「社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務等に係る知識・技術を習得し、会計実務の向上を図ることを目的とした標記講座を、8 月に開講します。

初級コース・中級コース（社協会計／施設会計）・上級コースを設定し、受講される方の経験・習熟度に応じて選択できます。あわせて、初心者向けのオプション研修会「会計入門研修会」も開講します。多くの方のお申込みをお待ちしております。

《講座の概要》

- (1) 受講期間：平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日（6 か月間）
- (2) 講座の内容：通信授業と面接授業を実施
- (3) 参加対象：社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の会計実務担当者・役職員 等
- (4) 受講料：36,000 円（テキスト・教材費、添削指導料、面接授業料含む）
- (5) 定員：800 名
- (6) 主催：全国社会福祉協議会・中央福祉学院

※詳細は、中央福祉学院ホームページをご参照ください。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>

◆幼稚園教員資格認定試験のご案内（文部科学省） ～保育士等として一定の勤務経験を有する者が、試験により幼稚園教諭免許状を取得可能

幼稚園教員資格認定試験は、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士等として一定の在職経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として実施されています。この試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

受験資格として、保育所等において、①保育士として3年以上かつ4,320時間以上勤務した者、②平成9年4月1日までに生まれた者で、高校を卒業した者（もしくは）その他大学に入学する資格を有する者、この①②の両方の条件を満たすことが必要です。

第1次試験は択一式で、教職に関する科目（Ⅰ）・（Ⅱ）、第2次試験は論述式で、教職に関する科目（Ⅲ）と、指導案の作成に関する試験が実施されます。

《試験の概要》

- (1) 願書請求締切：平成29年6月2日（金）
- (2) 出願期間：6月9日（金）まで（消印有効）
- (3) 試験日：第1次試験9月3日（日）、第2次試験10月15日（日）
- (4) 試験会場：北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、愛知教育大学、大阪教育大学、岡山大学、福岡教育大学
- (5) 受験料：13,400円

※詳細は、文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省トップ>教育>教員の免許、採用、人事、研修等>教員資格認定試験

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/main9_a2.htm

◆防災推進国民大会 2017 を開催（内閣府、防災推進国民会議、防災推進協議会の3者による実行委員会の主催）

自助・共助及び連携を促進するため、国民の防災意識の向上等を図る必要があります。

その契機として、国民各層の多様な団体・機関等が一堂に会し、専門家から家族連れまで楽しめる防災に関する総合啓発イベントが開催されます。

《大会の概要》

- (1) 期日：平成29年11月26日（日）～27日（月）
- (2) 会場：仙台国際センター（宮城県仙台市青葉区青葉台無番地）
- (3) 参加対象：どなたでも（住民、企業、自治体、学生、教員、研究者、防災関係者等）
- (4) 参加費：無料
- (5) 主催：防災推進国民大会2017実行委員会
- (6) 同会場にて同時開催：世界防災フォーラム、防災産業展 in 仙台

※詳細は、「ぼうさいこくたい 防災推進国民大会2017」ホームページをご参照ください。

<http://bosai-kokutai.jp/>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 処遇改善等加算Ⅱに関するQ&Aが発出される…………… 1

◆ 処遇改善等加算Ⅱに関するQ&Aが発出される

本ニュースNo.17-09で既報のとおり、平成29年度から公定価格に処遇改善等加算Ⅱが新設されています。

これは、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、確実に賃金改善に充てるための賃金改善計画の策定及び実績の報告、キャリアアップに係る研修の受講、職務の発令、職務手当を含む月給による賃金改善の4つを基本要件とし、

- ・園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね3分の1を対象に、都道府県等が実施する研修を経た中堅職員（経験年数概ね7年以上）に対して月額4万円の処遇改善
- ・園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね5分の1を対象に、都道府県等が実施する研修を経た職員（経験年数概ね3年以上）に対して月額5千円の処遇改善

を実施することとされています。（今年度は研修要件を課さない、とされています。）

今般、Q&A「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」が、平成29年5月30日に、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付給付担当から、各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出されました。

4万円・5千円の配分の考え方や、対象職員に対する職務発令について整理されています。詳細は、資料1をご参照ください。

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答【全保協事務局抜粋】

問1 技能・経験に応じた処遇改善の対象となる職員は、保育士・教諭以外の職員（例えば、スクールバスの運転手や用務員）を加算対象にすることもできるのでしょうか。また、非常勤職員でもよいでしょうか。

（答）

月額4万円、5千円の加算は、園長・主任保育士等を除き、調理員、栄養士、事務職員、スクールバスの運転手などを含め、保育園・幼稚園等に勤務するすべての職員（非常勤職員含む）が対象になります。

なお、主任保育士等への月額5千円以上月額4万円未満の配分については、問8をご参照ください。

問2 派遣職員についても処遇改善の加算対象にできるのでしょうか。

(答)

加算及び配分の対象となります。

派遣元事業所を通じ、この場合においても当該職員の処遇改善が確実に行われることが確認されることが必要です。

問8 副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超えてしまうのですが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないでしょうか。

(答)

主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

問10 経験年数が長い順に賃金改善を行わないといけないのでしょうか。

例えば、経験年数10年の職員について改善を行わず、経験年数7年の職員について2万円、経験年数5年の職員について4万円、経験年数3年の職員について2万円の改善を行っても良いでしょうか。

(答)

処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で自由に行っていただいて差し支えありません。なお、当然ながら、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれます。

問11 「月額4万円」「月額5千円」を超えた処遇改善を行うことはできますか。

(答)

今回の処遇改善は、保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築し、一定の技能・経験を有する職員について相応の改善を行うことで、職場への定着等を図るものであり、特定個人の賃金引き上げを目的としたものではないことから、対象人数を絞って「月額4万円」「月額5千円」を超える賃金改善を行うことはできません。

問12 賃金改善を行う役職の名称は必ず「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」でなければならぬのでしょうか。既に園内でこれらに相当する役職(教務主任・学年主任等)を設定していますが、このような役職のままでも処遇改善等加算Ⅱの加算対象となるのでしょうか。

(答)

「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」などは、あくまで例として示したものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。

既に園内でこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま処遇改善等加算Ⅱの対象とすることも可能です。

問14 一人の職員が、副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできますか。または、職務分野別リーダー等について、5千円の加算に加え、4万円の一部を配分することはできますか。

(答)

それぞれの役割に応じた処遇改善を行う趣旨から、一人が副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできません。

また、職務分野別リーダー等に、副主任保育士等に係る加算額の一部を配分することもできません。

問15 従来から独自の役職等を設定してキャリアアップの仕組みを設けて、手当を支給している場合、この手当分を処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額として取り扱ってもよいのか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、平成28年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を賃金改善額として取り扱うことはできません。

問16 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額に含むのでしょうか。

(答)

賃金改善は、月額で確実にを行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善(見込)額には含めないこととします。

問20 基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなりますが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできますか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。

問21 職務・給与体系の整備がされておらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されるのでしょうか。

(答)

対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給が可能です。

問22 問21に関連して、実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合とは、どのように確認することになるのでしょうか。

(答)

都道府県等における確認は、職員体制の分かる書面(辞令の写しや役職付の名簿、担当者名の入った園内の分掌表など)により行うこととなりますので、4月時点で職員体制が整備されていることが分かる書類を整理しておく必要があります。

問24 過去に障害児に関する研修などを受講したことがあるのですが、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありますか。

(答)

過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。

技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)

に関するよくあるご質問への回答

問1 技能・経験に応じた処遇改善の対象となる職員は、保育士・教諭以外の職員(例えば、スクールバスの運転手や用務員)を加算対象にすることもできるのでしょうか。また、非常勤職員でもよいのでしょうか。

(答)

月額4万円、5千円の加算は、園長・主任保育士等を除き、調理員、栄養士、事務職員、スクールバスの運転手などを含め、保育園・幼稚園等に勤務するすべての職員(非常勤職員含む)が対象になります。

なお、主任保育士等への月額5万円以上月額4万円未満の配分については、問8をご参照ください。

問2 派遣職員についても処遇改善の加算対象にできるのでしょうか。

(答)

加算及び配分の対象となります。

派遣元事業所を通じ、この場合においても当該職員の処遇改善が確実に行われることが確認される必要があります。

問3 処遇改善の対象の要件に「概ね7年以上」「概ね3年以上」とありますが、経験年数が足りない職員は処遇改善の対象とならないのでしょうか。

例えば、経験年数3年の職員を副主任保育士等としたり、新規採用の職員を職務分野別リーダー等にするという対応は可能でしょうか。

(答)

家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業以外の施設・事業所では、経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が7年未満や3年未満の職員であっても、施設・事業所の判断で柔軟に対象とすることができます。

問4 経験年数7年以上の職員であれば、全員が月額4万円の処遇改善が受けられるのでしょうか。

(答)

副主任保育士等に係る月額4万円の処遇改善は、公定価格上の職員数全体(園長等の管理職を除く)の概ね1/3を対象とする仕組みになりますので、経験年数7年以上の職員すべてが処遇改善の対象になる訳ではありません。

問5 延長保育事業や併設されている放課後児童クラブなど通常保育とは別の事業に専従する職員や、幼稚園における預かり保育の専任担当者等について、処遇改善の加算対象とすることができますか。

(答)

公定価格で措置している通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する職員については、処遇改善の対象外となります。

問6 公定価格上措置されていない職員（地方単独事業による加配職員や、園が独自に配置している職員）について、処遇改善の対象とすることができますか。

(答)

加算対象人数の算定には入りませんが、通常の教育・保育に従事する職員であれば、公定価格上措置されていない職員についても、処遇改善の加算及び配分の対象とすることが可能です。

問7 副主任保育士等は月額4万円、職務分野別リーダー等は月額5千円の処遇改善を行うこととされていますが、改善の金額は必ずこの金額でなければならないのでしょうか。

(答)

職務分野別リーダー等については、全て月額5千円の処遇改善を行っていただくこととなりますが、副主任保育士等については、本加算の対象職員数（人数A）の1/2（端数切り捨て）について月額4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員については月額5千円以上月額4万円未満の範囲で賃金改善額を設定することが可能です。

問8 副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超えてしまうのですが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないのでしょうか。

(答)

主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

問9 月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2（1人未満の端数は切り捨て）人確保」することとなっていますが、人数Aが1人であり計算の結果端数切り捨てで「0」となる場合には、月額4万円の賃金確保を行う職員は設けなくて良いでしょうか。

(答)

お見込みの通りです。

問10 経験年数が高い順に賃金改善を行わないといけないのでしょうか。
例えば、経験年数10年の職員について改善を行わず、経験年数7年の職員について2万円、経験年数5年の職員について4万円、経験年数3年の職員について2万円の改善を行っても良いでしょうか。

(答)

処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で自由に行っていただいて差し支えありません。なお、当然ながら、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれます。

問11 「月額4万円」「月額5千円」を超えた処遇改善を行うことはできますか。

(答)

今回の処遇改善は、保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築し、一定の技能・経験を有する職員について相応の改善を行うことで、職場への定着等を図るものであり、特定個人の賃金引き上げを目的としたものではないことから、対象人数を絞って「月額4万円」「月額5千円」を超える賃金改善を行うことはできません。

問12 賃金改善を行う役職の名称は必ず「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」でなければならないのでしょうか。既に園内でこれらに相当する役職（教務主任・学年主任等）を設定していますが、このような役職のままでも処遇改善等加算Ⅱの加算対象となるのでしょうか。

(答)

「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」などは、あくまで例として示したものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。

既に園内でこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま処遇改善等加算Ⅱの対象とすることも可能です。

問 13 副主任保育士・専門リーダー又は職務分野別リーダーのいずれか一方の処遇改善のみ行うことはできるのでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱを取得するためには、副主任保育士等と職務分野別リーダー等の両方の処遇改善を行うことが必要となります。

問 14 一人の職員が、副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできますか。または、職務分野別リーダー等について、5千円の加算に加え、4万円の一部を配分することはできますか。

(答)

それぞれの役割に応じた処遇改善を行う趣旨から、一人が副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできません。

また、職務分野別リーダー等に、副主任保育士等に係る加算額の一部を配分することもできません。

問 15 従来から独自の役職等を設定してキャリアアップの仕組みを設けて、手当を支給している場合、この手当分を処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額として取り扱ってもよいのか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、平成28年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を賃金改善額として取り扱うことはできません。

問 16 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額に含むのでしょうか。

(答)

賃金改善は、月額で確実にを行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善(見込)額には含めないこととします。

問 17 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、育休を取得した場合の賃金改善額はどのように算定するのでしょうか。

(答)

通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る賃金改善額はゼロになります。このため、必要に応じて、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが考えられます。

問 18 地方単独補助により、従前より処遇改善等加算Ⅱに相当する賃金改善を行っていた場合、自治体の判断により、処遇改善等加算Ⅱを適用しないことは可能でしょうか。

または、地方単独補助がない場合の水準と比較して4万円等の処遇改善を行う取扱いとしてよいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善については、地方単独補助を含めた平成28年度に実際に支払われた水準から賃金改善を行われることが必要です。

処遇改善の重要性に鑑み、各自治体におかれては、引き続き地方単独補助を適用していただきたいと考えます。

問 19 賃金改善は、施設独自に設定している主任手当を増額する（例えば、現行5千円の主任手当を+4万円、+5千円増額する）方法でも良いでしょうか。

(答)

今回の賃金改善については、必ずしも新たな手当を創設して対応する必要はなく、既存の手当を増額する方法で行うことも可能です。

問 20 基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなりますが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできますか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。

問 21 職務・給与体系の整備がされておらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されるのでしょうか。

(答)

対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給が可能です。

問 22 問 21 に関連して、実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合とは、どのように確認することになるのでしょうか。

(答)

都道府県等における確認は、職員体制の分かる書面(辞令の写しや役職付の名簿、担当者名の入った園内の分掌表など)により行うこととなりますので、4月時点で職員体制が整備されていることが分かる書類を整理しておく必要があります。

問 23 平成29年度から新たにキャリアアップ研修がはじまるとのことですが、誰でも受講できるのでしょうか。

(答)

保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。

問 24 過去に障害児に関する研修などを受講したことがあるのですが、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありますか。

(答)

過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。

問 25 主任保育士等は配分対象職員とし、「5千円以上4万円未満の範囲内」で配分可能とありますが、主任保育士等にも4つの研修の要件がかかるのでしょうか。また、改めて発令等を行う必要がありますか。

(答)

主任保育士等については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提のもとで任命されていることが想定されることから、研修要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

また、改めて発令等を行う必要はありません。

子育て支援フォーラム in 神奈川 開催要綱

～子育て支援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して～

1. 目的

児童虐待は依然として増加傾向が続き、大きな社会問題となっております。特に死亡児の低年齢化、中でも0歳児に集中していることが明らかになり、虐待による子どもの死亡を予防するためには従来の早期発見・早期対応に加え、その発生を予防する取り組みが必要です。そのためには、妊娠・出産・子育てに対する具体的対応を含め社会全体で取り組む必要があります。

次世代の健全な育成という視点から、一般市民等を対象としたフォーラムを開催し、児童虐待防止に向けた啓発活動、情報提供を行います。

2. 主催（共催）

公益社団法人日本医師会
公益財団法人SBI子ども希望財団
公益社団法人神奈川県医師会

3. 後援（予定）

厚生労働省、日本産婦人科医会、日本小児科医会、神奈川県、神奈川県教育委員会、横浜市、横浜市教育委員会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会、神奈川県看護協会、神奈川県学校保健連合会、神奈川小児科医会、神奈川県産科婦人科医会、神奈川県栄養士会、神奈川県助産師会、神奈川県保育会、神奈川県PTA協議会、神奈川県私立幼稚園連合会、神奈川新聞社、tvk(テレビ神奈川)、朝日新聞横浜総局、読売新聞横浜支局、全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国乳児福祉協議会

4. 開催日 平成29年7月29日（土） 15:00～18:00

5. 会場 新横浜グレイスホテル
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-6-15 TEL 045-474-5111

6. 参加者 一般市民、医療関係者、行政担当者、児童福祉施設などの関係者、他

7. 定員 220名（先着順・定員になり次第締切）

8. 参加費 無料

9. 託児所 定員10名（事前予約制・7月20日締切）

10. 申込方法 リーフレットを作成し関係機関に配布
FAX、ハガキ、メールで神奈川県医師会に申し込む

11. 申込締切 平成29年7月20日（木）

子育て支援フォーラム in 神奈川 プログラム
～子育て支援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して～

日時：平成 29 年 7 月 29 日(土) 15:00～18:00

会場：新横浜グレイスホテル 3 階「グレイス」

司会：古井 民一郎（神奈川県医師会理事）

1. 開会（15:00）

2. 挨拶（15:00～15:10） 横倉 義武（日本医師会会長）
古谷 正博（神奈川県医師会会長）

3. 基調講演（15:10～16:00）

座長：温泉川 梅代（日本医師会常任理事）

講師：衛藤 隆（東京大学名誉教授）

「日本の子ども — 「子育て」の今とこれからを考える—」

4. シンポジウム（16:00～17:20）※各シンポジスト 20 分

座長：菊岡 正和（神奈川県医師会副会長）

古井 民一郎（神奈川県医師会理事）

- (1) 新井 卓（神奈川県立こども医療センター 児童思春期精神科部長）
「児童精神科医療の現場からみた児童虐待」

- (2) 山田 不二子（医療法人社団三彦会山田内科胃腸科クリニック副院長／認定特
定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン (CFJ) 理事長）
「ゼロ歳児からの虐待防止 ～虐待による乳幼児頭部外傷を予防する～」

- (3) 奥山 眞紀子（国立成育医療研究センター こころの診療部長）
「妊娠期からの虐待予防 ～虐待死ゼロを目指して～」

- (4) 加賀美 尤祥（社会福祉法人山梨立正光生園理事長／山梨県立大学人間福祉学
部特任教授）
「今日の子ども家庭と新たな社会的養育の現状・課題」

～休憩（10 分間）～

5. 討議（17:30～17:55）

6. 閉会（17:55～18:00） 田淵 義久（SBI子ども希望財団理事長）

子育て支援フォーラム in 神奈川 (7/29) 参加申込み方法について

申込み方法は3つありますので、いずれかの方法で申込みください。

1. ハガキ、E-mail による申込み方法

はがき、E-mail には下記項目を記載し申込んでください。

メール送信先：y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

記載内容

1. 郵便番号
2. 住所
3. 氏名
4. TEL
5. FAX
6. 託児所利用の有無
7. 託児人数
8. 託児者の性別及び年齢 (〇才〇ヶ月まで記載ください)

2. FAXによる申込み方法

チラシを印刷のうえ、参加申込書に必要事項を記入し、送信してください。

FAX：045-241-1464

3. 託児所について

託児所は定員10名で予約制です。(締切 7/20)

託児所をご希望の方は必ず事前申し込みをお願いします。(事前申し込みをしていない場合は、お断りをする場合があります)

4. 申込締切：平成29年7月20日(木) 必着

定員になり次第、締め切らせていただきます。

5. 参加票の発送

参加確定者の発表は、参加票の発送をもって代えさせていただきます
(7月中旬頃発送予定)

子育て支援と ゼロ歳児からの虐待防止を目指して

つないだ手から描く未来



児童虐待は依然として増加傾向が続き、大きな社会問題となっております。
特に死亡児の低年齢化、中でも0歳児に集中していることが明らかになり、虐待による子どもの死亡を
予防するためには従来の早期発見・早期対応に加え、その発生を予防する取り組みが必要です。
そのためには、妊娠・出産・子育てに対する具体的対応を含め社会全体で取り組む必要があります。
次世代の健全な育成という視点から、一般市民等を対象としたフォーラムを開催し、児童虐待防止
に向けた啓発活動、情報提供を行います。

イラスト 小幡菜摘
2016年度 オレンジリボン運動
公式ポスターコンテスト
SBI子ども希望財団賞受賞作品

参加費無料

先着

220名

日時
平成29年
7月29日(土)
15:00-18:00

場所
新横浜グレイスホテル
3階「グレイス」

*事前のお申し込みで託児施設(定員10名)が
ご利用いただけます。[託児申込締切:7月20日(木)まで]

主催

公益社団法人日本医師会
公益財団法人SBI子ども希望財団
公益社団法人神奈川県医師会

後援

厚生労働省、日本産婦人科医会、日本小児科医会、神奈川県、神奈川県教育委員会、横浜市、横浜市教育委員会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会、神奈川県看護協会、神奈川県学校保健連合会、神奈川県小児科医会、神奈川県産科婦人科医会、神奈川県栄養士会、神奈川県助産師会、神奈川県保育会、神奈川県PTA協議会、神奈川県私立幼稚園連合会、神奈川県新聞社、tvk(テレビ神奈川)、朝日新聞横浜総局、読売新聞横浜支局、全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国乳児福祉協議会(予定)

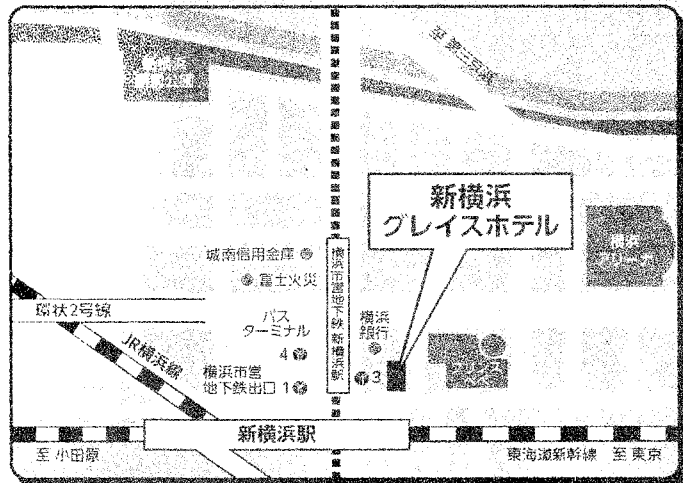
参加ご希望の方は、裏面の申込書にご記入の上、郵便またはFAXにてお申し込みください。

子育て支援フォーラム in 神奈川 子育て支援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して

日時：平成29年7月29日(土)
15:00~18:00

場所：新横浜グレイスホテル3階「グレイス」
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-6-15
TEL:045-474-5111
HP:<http://www.gracehotel.jp>

- ◆渋谷駅より東急東横線で菊名駅まで急行で26分、菊名駅よりJR横濱線で新横浜駅まで3分
 - ◆あざみ野駅より横浜市営地下鉄にて新横浜駅まで16分
 - ◆横浜駅より横浜市営地下鉄にて新横浜駅まで11分
- ※駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。



プログラム

司会：古井 民一郎(神奈川県医師会理事)

- 開 会 15:00
- 挨拶 15:00~15:10
横倉 義武(日本医師会会長)、古谷 正博(神奈川県医師会会長)
- 基調講演 15:10~16:00
座長：温泉川 梅代(日本医師会常任理事)
講師：衛藤 隆(東京大学名誉教授)
「日本の子ども「子育て」の今とこれからを考える」
- シンポジウム 16:00~17:20
座長：菊岡 正和(神奈川県医師会副会長)、古井 民一郎(神奈川県医師会理事)
(1)新井 卓(神奈川県立こども医療センター 児童患者期精神科部長)
「児童精神科医療の現場からみた児童虐待」
(2)山田 不二子(医療法人社団三彦会山田内科育福科クリニック副院長
認定特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン(CFJ)理事長)
「ゼロ歳児からの虐待防止～虐待による乳幼児頭部外傷を予防する～」
(3)奥山 真紀子(国立成育医療研究センターこころの診療部長)
「妊娠期からの虐待予防～虐待死ゼロを目指して～」
(4)加賀美 尤祥(社会福祉法人山梨立正先生園理事長 山梨県立大学人間福祉学部特任教授)
「今日の子ども家庭と新たな社会的養育の現状・課題」
- 討 議 17:30~17:55
- 閉 会 17:55~18:00
田淵 義久(SBI子ども希望財団理事長)

参加ご希望の方は、この申込書にご記入の上、郵便または FAX にてお申し込みください。

はがき・Eメールによる
申し込みも受け付けております。

はがき・Eメールには必ず 1. 郵便番号 2. 住所 3. 氏名
4. 電話・FAX 番号を忘れずにご記入の上、お送りください。

申込締切：平成29年7月20日(木) 必着

※印刷になり次第、締め切らせていただきます。参加希望者の発表は
印刷後お申込をもって代戻させていただきます。(7月11日以前)
※フォーラム当日は、参加票を忘れずにお持ちください。

郵 送 〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町 3-1
神奈川県医師会

FAX 045-241-1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

HP <http://www.kanagawa.med.or.jp/>

お問い合わせ/045-241-7000(神奈川県医師会地域保健課)

参加申込書

子育て支援フォーラム in 神奈川

子育て支援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して

(平成29年7月29日(土)開催)

住所	〒	—	託児施設のご利用	有・無
氏名	電話番号	—	託児人数	託児年齢
	FAX	—	男児	人 才 ヶ月
		—	女児	人 才 ヶ月
住所	〒	—	託児施設のご利用	有・無
氏名	電話番号	—	託児人数	託児年齢
	FAX	—	男児	人 才 ヶ月
		—	女児	人 才 ヶ月

※ボールペンでご記入ください。※参加希望者の個人情報、第三者に提供することはありません。※電話番号は常時連絡可能な番号を記載ください。
※3名以上の参加ご希望の方は、この用紙をコピーしてお申し込みください。

↓ FAX送信 045-241-1464 ↓

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 『子育て安心プラン』が示される ～第9回経済財政諮問会議 …………… 1
- ◆ 保育士等試験の科目一部免除について ～第6回保育士養成課程等検討会 …… 2

◆ 『子育て安心プラン』が示される ～第9回経済財政諮問会議

平成 29 年 5 月 31 日、安倍首相は、「今度こそ、待機児童問題に終止符を打つ」こと、「来年度から子育て安心プランに取り組み」、「意欲的な自治体を支援するため、待機児童の解消に必要な約 22 万人分の予算を 2 年間で確保し、遅くとも 3 年間で全国の待機児童を解消すること、そのための『子育て安心プラン』を進めることを表明しました。

また、6 月 2 日に政府は平成 29 年第 9 回経済財政諮問会議を開催し、『子育て安心プラン』とともに、『経済財政運営と改革の基本方針 2017 (仮称) 素案』が公表されました。

『子育て安心プラン』では、6 つの支援パッケージとして、「1 保育の受け皿の拡大」「2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』」「3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進」「4 保育の受け皿拡大と車の両輪の『保育の質の確保』」「5 持続可能な保育制度の確立」「6 保育と連携した『働き方改革』」が示されています。

「1 保育の受け皿の拡大」では、都市部における高騰した保育園の賃借料の補助、幼稚園における 2 歳児の受入れや預かり保育の推進、企業主導型保育事業の地域枠拡大、市区町村ごと、保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表などが示されています。

企業型保育事業の地域枠拡大では、「保育ニーズが特に多い地域について、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き枠を活用して地域枠 50% の上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能とする」とされています。

「2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』」では、保育士等の処遇改善 (公定価格の処遇改善加算Ⅱなど)、保育士等のキャリアアップの仕組みの構築 (保育士等キャリアアップ研修) など、これまでに示された項目が明記されています。また、市区町村における保育人材確保対策として、潜在保育士の再就職支援や新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用を支援することのほか、保育士の退職手当共済制度の継続の検討が示されています。

「3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進」では、待機児童数調査の適正化、妊娠中からの保育園等への入園申込みが可能であることを明確化する、とされています。

詳細は、資料 1、資料 2 をご参照ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>経済財政政策>経済財政諮問会議

>平成 29 年 会議情報一覧>第 9 回会議資料

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/0602/agenda.html>

首相官邸ホームページ>待機児童対策～これからも、安心して子育てできる環境作りに取り組みます！～

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/taikijido/>

◆保育士試験の科目一部免除について ～第 6 回保育士養成課程等検討会

国は、平成 29 年 3 月 31 日に告示された保育所保育指針の改定をふまえ、保育士養成課程等の見直しをすべく、5 月 24 日 (水) に第 6 回保育士養成課程等検討会を開催しました。

検討会の資料には、『保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討内容 (例)』として、次の 6 つの論点が示されています。

- 乳児、3 歳未満児への保育について、それぞれ、ねらい及び内容が示されたことを踏まえた、「乳児保育」に関する内容の充実、科目の検討
- 保育活動の全体を通じた「養護」の観点や「養護と教育」の一体的展開の重要性、安全な保育環境確保の要請等を踏まえた、「保育における養護」に関する内容の充実、科目の検討
- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていることを踏まえた、保育内容に関する科目（「保育内容総論」「保育内容演習」等）の内容の充実、「保育の計画と評価」に関する科目の検討
- 保護者と連携した「子どもの育ちの支援」という理念を踏まえた、関係科目（「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」）の整理・充実、「子育て支援」に関する科目の検討
- 現職研修の充実による資質・専門性の向上や他の専門職種との連携の必要性等を踏まえた、「保育者論」等の内容の充実
- 子ども・子育て支援新制度の下で、幼稚園教諭免許との併有への対応が各養成施設で求められていることを踏まえた、科目の分類や教授内容の示し方等の検討

一方、検討会では、『地域共生社会』の実現に向けた検討の一環として、福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応も検討されました（次ページの検討会資料【別添 1】参照）。

このうち、福祉系資格所有者等の対応として、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格所有者については、保育士試験科目のうち、「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」の筆記試験を免除することが了承されました。新たな方針にもとづく保育士試験の実施は、平成 30 年度の導入をめざすとされています。

なお、検討会には、全国保育協議会より村松幹子常任協議員（全国保育士会副会長）が出席しています。

【別添1】介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に対する保育士試験免除に係る取扱いについて（案）

- 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。
- このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目（下図の網掛け部分）については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

○筆記試験科目

社会福祉

←

○対応する指定保育士養成施設の教科目

社会福祉(講②) 相談援助(演①)

…履修免除科目

児童家庭福祉

←

児童家庭福祉(講②) 家庭支援論(講②)

子どもの保健

←

子どもの保健Ⅰ(講④) 子どもの保健Ⅱ(演①)

子どもの食と栄養

←

子どもの食と栄養(演②)

保育原理

←

保育原理(講②) 乳児保育(演②)
保育相談支援(演①) 障害児保育(演②)

社会的養護

←

社会的養護(講②) 社会的養護内容(演①)

保育実習理論

←

保育内容総論(演①) 保育内容演習(演⑤)
保育の表現技術(演④)

教育原理

←

教育原理(講②)

保育の心理学

←

保育の心理学Ⅰ(講②) 保育の心理学Ⅱ(演①)

○実技試験

保育実習実技

←

○対応する保育士養成施設の教科目

保育の表現技術(演④)

(講)は講義形式、(演)は演習形式を表す。丸数字は、各教科目の単位数を表す。(例 ②…2単位)

(出典:第6回保育士養成課程等検討会資料 平成29年5月24日)

厚生労働省ホームページ>政策について>審議会・研究会等>雇用均等・児童家庭局が実施する検討会等
>保育士養成課程等検討会(平成27年6月から)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=275096>

「子育て安心プラン」について



平成29年6月2日
塩崎臨時議員提出資料

平成29年4月1日時点での待機児童の状況（暫定値）について

	全市区町村のうち、回答の提出があった市区町村数	H29.4.1 待機児童数
北海道	176か所 / 179か所	約100人
青森県	40か所 / 40か所	0人
岩手県	0か所 / 33か所	—
宮城県	35か所 / 35か所	約800人
秋田県	25か所 / 25か所	50人未満
山形県	35か所 / 35か所	約100人
福島県	0か所 / 59か所	—
茨城県	0か所 / 44か所	—
栃木県	25か所 / 25か所	約100人
群馬県	0か所 / 35か所	—
埼玉県	63か所 / 63か所	約1,200人
千葉県	54か所 / 54か所	約1,700人
東京都	62か所 / 62か所	約8,900人
神奈川県	33か所 / 33か所	約800人
新潟県	30か所 / 30か所	50人未満
富山県	0か所 / 15か所	—
石川県	18か所 / 19か所	0人
福井県	17か所 / 17か所	0人
山梨県	27か所 / 27か所	0人
長野県	77か所 / 77か所	0人
岐阜県	42か所 / 42か所	50人未満
静岡県	35か所 / 35か所	約500人
愛知県	0か所 / 54か所	—
三重県	29か所 / 29か所	約100人

	全市区町村のうち、回答の提出があった市区町村数	H29.4.1 待機児童数
滋賀県	19か所 / 19か所	約400人
京都府	20か所 / 26か所	約100人
大阪府	43か所 / 43か所	約800人
兵庫県	41か所 / 41か所	約1,600人
奈良県	0か所 / 39か所	—
和歌山県	30か所 / 30か所	50人未満
鳥取県	0か所 / 19か所	—
島根県	19か所 / 19か所	約100人
岡山県	27か所 / 27か所	約1,100人
広島県	23か所 / 23か所	約100人
山口県	19か所 / 19か所	約100人
徳島県	24か所 / 24か所	約100人
香川県	0か所 / 17か所	—
愛媛県	20か所 / 20か所	約100人
高知県	34か所 / 34か所	約100人
福岡県	60か所 / 60か所	約1,300人
佐賀県	20か所 / 20か所	50人未満
長崎県	21か所 / 21か所	約200人
熊本県	45か所 / 45か所	約300人
大分県	18か所 / 18か所	約500人
宮崎県	0か所 / 26か所	—
鹿児島県	43か所 / 43か所	約400人
沖縄県	39か所 / 41か所	約2,300人
合計	1,388か所 / 1,741か所	約23,700人

※平成29年5月11日時点で回答のあった1,388自治体の暫定集計値(現在精査中)。「-」は未提出の自治体。
 ※四捨五入の関係で合計が一致しない。

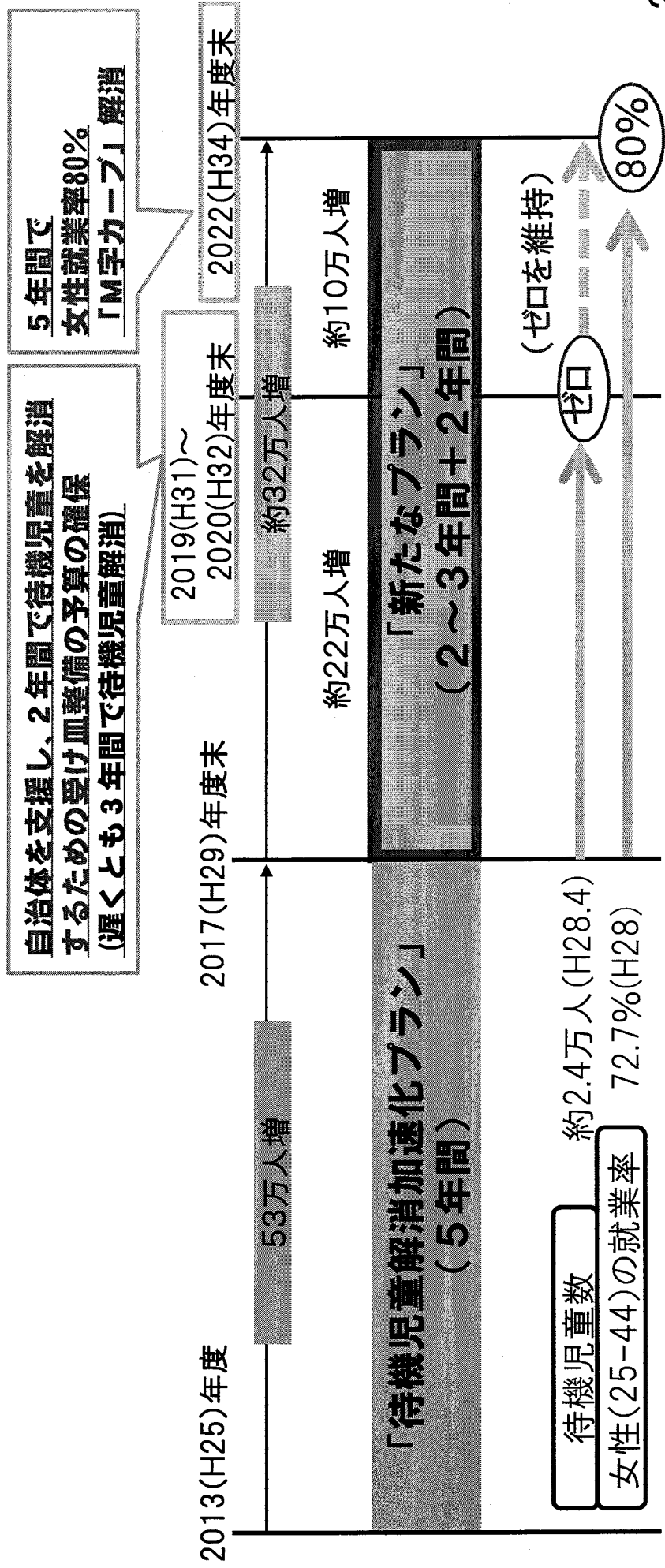
「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。
 (遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。
 (参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)



6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余剰教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシエルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

(参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

待機児童が解消困難な要因

① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

③ 待機児童は「都市部」に多い

- ・ 東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 3.14% その他の市町村 0.75%(H28))
- ・ 都市部における土地の確保が困難(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・ 大規模マンションの建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・ 人口流入等予想を超えての就学前児童数の増加(目黒区、世田谷区、江東区等)

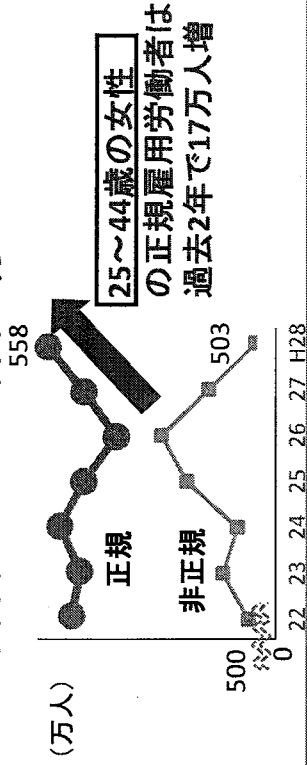
子育て安心プランの対応

① 「1、2歳児」の受け皿整備を強力に推進。 自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保 (遅くとも3年間で待機児童解消)

- (1、2歳児の受け皿整備量)年間4.2万人(加速化プラン)→年間5.1万人(子育て安心プラン)(促進策)
 - ・ 幼稚園における2歳児の受入れ拡大
 - ・ 小規模保育の普及
 - ・ 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
 - ・ 企業主導型保育の推進

② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

- ・ H34年度末までの5年間で約32万人



③-1 土地の確保、既存施設の活用の推進

- ・ 都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・ 大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・ 幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・ 保育コンシエールの全国的な普及促進
- ・ 市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

1 保育の受け皿の拡大

- 都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- 大規模マンションでの保育園の設置促進
- 固定資産税減免の普及
- 幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- 企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- 国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- 市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進
- 「地域連携コ－デイナー」の活用促進 など

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

- 処遇改善を踏まえたキヤリアップの仕組みの構築
- 保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
 - 保育士の子どもの預かり支援の推進
 - 保育士の業務負担軽減のための支援
- 市区町村における保育人材確保対策への支援
- 保育士の就職に向けた働きかけ
- 保育人材確保の取組の「見える化」
- 福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除
- 保育士の退職手当共済制度の継続の検討 など

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

- 「保育コンシエルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- 待機児童数調査の適正化
- 妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

- 認可外保育施設の認可保育園等への移行促進
 - 保育士配置基準の維持及び向上
- 新たな保育所保育指針の施行
- 認可外保育施設における事故報告の義務化
- 認可外保育施設についての情報公表
- 保育園等の事故防止の取組強化
- 認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進
- 災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- 保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

- 保育園に入れない場合の育児休業期間の延長
- 男性による育児の促進
- 二一ノズを踏まえた両立支援制度の確立

1 保育の受け皿拡大

新 都市部における高騰した保育園の賃借料への補助【29年度予算】

賃借料の高騰により、公定価格における賃借料加算と大きく乖離している地域における保育園等の設置支援として、保育対策総合支援事業費補助金により、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との差額の一部を支援する。

○大規模マンションでの保育園の設置促進

・ 容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。

新 さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

○固定資産税減免の普及【29年度税制改正】

(1) 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

保育園等の用地確保に困難を抱える自治体において、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金などの施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組み自治体を支援する。

新(2) 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を自治体に対して普及する。

○幼稚園における2歳児の受入れ（「幼稚園接続保育」等）や預かり保育の推進

幼稚園における2歳児以降の待機児童の受入れを更に推進するため、以下の措置を講じる。

新(1) 一時預かり事業（幼稚園型）を活用した2歳児の受入れ推進

一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に預かる仕組むを創設するとともに、そのための改修支援等を行う。

新(2) 認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進

幼稚園から認定こども園に移行する際に、2～5歳児を対象とすることや、幼稚園が2歳児のみの小規模保育事業等を実施することが可能であること、また、認定こども園・小規模保育事業等においては、地域のニーズに応じて、開所日数・開所時間の弾力化ができることを明確化し、幼稚園から認定こども園への移行及び小規模保育事業等の実施促進を図る。また、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業についても、これらの趣旨を反映し、2歳児受入れの促進を図る。

(3) 預かり保育の長時間化・通年化の推進

幼稚園における3～5歳児に対する預かり保育について、長時間及び長期休業期間中の預かりをより一層推進するための方策を検討する。

(※) 上記のような取組を通じて待機児童の受入れを積極的に行う幼稚園については、幼稚園設置基準の面積要件や定員超過等について柔軟な取扱いを認めることを検討する。

○企業主導型保育事業の地域枠拡充など

(1) 施設運営の安定に向けた従業員枠・地域枠の弾力的運用

- ・施設運営の安定を一層図ることができるよう、保育ニーズが特に多い地域について、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き枠を活用して地域枠50%の上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能とする。

(2) 企業同士や保育事業者等とのマッチング支援

- ・複数企業による共同設置・共同利用や保育事業者への委託等に関する調整が円滑なものとなるよう、都道府県の商工労働部局を含めた関係部局が市区町村等と連携して行う、企業に対する相談窓口の設置やマッチングなどの積極的な支援を待機児童が多い地域を中心に推進する。
- ・上記の取組に加え、マッチング等を促進するためのウェブサイトを企業主導型保育事業ポータルサイト上に整備する。

(3) 好事例の周知など広報の強化

- ・企業主導型保育施設の誘致に積極的な自治体に対して、企業と自治体との連携に係る先進的な事例を周知すること等により、その取組を促進する。
- ・グループ企業や複数の中小企業による共同設置・共同利用や、土日、夜間、早朝など多様な就労形態に対応した実施が可能であるなど柔軟な仕組みであることの周知を促進するため、待機児童が多い地域を中心に、多様な媒体を活用して好事例を周知する。
- ・鉄道、商業施設、大学等、業種ごとの特性に応じた事業の展開が一層図られるよう、業界団体を通じ、業界誌を活用するなどして業種別の好事例を周知する。

なお、上記の取組に加え、①保育の質の向上のための定期監査や抜き打ち監査を実施するとともに、②保育事故に対する補償のための災害共済給付制度への加入の促進などを行う。

○国所有地、都市公園、郵便局、学校等の余剰教室等の活用

(1) 国所有地の活用

- ・未利用国所有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国所有地の貸付けの継続的取組に加え、都市公園敷地として無償貸付中の国所有地の活用等を図る。

新(2) 都市公園の活用

- ・都市公園における保育所等の設置を可能とする国家戦略特区の特例措置について、都市公園法の改正により一般措置化する。【都市公園法改正】
- ・国土交通省及び厚生労働省から各自治体に対し両省連名で、自治体の公園部局と保育部局とで連携しつつ、適切な制度活用を図るよう周知する。

(3) 郵便局の活用

- ・郵便局の空きスペースについて、自治体に情報提供するとともに、日本郵便と自治体とのマッチングを支援する。
- ・日本郵便が保有する遊休施設（宿舍等）について、総務省などを通じ、自治体に情報提供を行う。

(4) 学校等の余剰教室等の活用

- ・文部科学省から各自治体教育委員会に対し、自治体の保育部局への余剰教室等に関する情報提供や連携・協力について依頼する。
- ・厚生労働省から各自治体の保育部局に対し、学校施設所管部局への余剰教室等の活用に向け、積極的に働きかけを行うよう通知する。
- ・保育事業者に学校等の余剰教室等が積極的に活用されるよう、その活用モデルや活用の好事例を提示する。

新(5) 民間企業の遊休施設等の活用

- ・企業が保有する遊休施設等の保育園等への活用に向け、民間の土地保有者やコーディネーターのリストを作成し、自治体や保育事業者等に対して周知するとともに、常に情報が更新され、自立的にマッチングが図られる仕組みを官民で検討する。

(6) 賃貸方式も活用した保育の受け皿の整備の支援

- ・都市部に適した賃貸方式も含め、待機児童の解消のために保育の受け皿を整備を推進する地方自治体を引き続き支援する。

○家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保

新(1) 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及など

市町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアムを形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を行って行うことができる体制の普及を図り、待機児童の多い地域において、家庭的保育事業の普及を図る。

新(2) 病児保育事業の安定的な運営の推進

感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から補助の仕組みを見直す。

新(3) 医療的ケア児の保育支援の推進【29年度予算】

医療的ケア児が保育園の利用を希望する際に受け入れることができる保育園の体制について検討を行う。

新(4) 国家戦略特区における小規模保育事業の対象年齢拡大

【国会提出中：国家戦略特別区域法改正による児童福祉法の特例】

待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模保育事業における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0～5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。その際、年齢や個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるようにすること等に配慮する。

新 市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表

市区町村ごとの待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、待機児童数）について公表し、見える化による更なる取組の促進を図る。

新 保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表

市区町村における保育提供区域ごとの待機児童対策の取組状況について公表し、見える化による更なる取組の促進を図る。

○ 自治体における待機児童解消の取組の推進を目的とした対策会議の開催

国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進するため、好事例の横展開など、各地方自治体における待機児童解消に向けた取組等に関する対策会議を開催する。

拡 広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするための送迎の実施支援として実施している「広域的保育園等利用事業」について、子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由し、利用する保育園等へ送迎ができるよう、事業内容を拡充する。

拡 「地域連携コーナーネイター」の活用促進【29年度予算】

保育対策総合支援事業費補助金の「民有地マッチング事業」を活用し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、「地域連携コーナーネイター」の自治体への配置や民間企業への委託等を支援する。

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

○ 処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築【29年度予算】

新(1) 保育士等の処遇改善

- ① これまで行ってきた処遇改善（約8%；月額約2.6万円）に加え、保育園等に勤務するすべての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善を新たに実施する。
- ② キャリアアップの仕組みを構築し、
 - ・ 経験年数が概ね7年以上で、技能・経験を積んだ職員（副主任保育士・専門リーダー）に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
 - ・ 経験年数が概ね3年以上で、技能・経験を積んだ職員（職務分野別リーダー）に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

新(2) 保育士等のキャリアアップの仕組みの構築

- ① 保育士等のキャリアアップの仕組みに対応した処遇改善に当たり、保育現場で必要な専門性や研修事例等を踏まえつつ、保育士のキャリアパスを見据えて、リーダー的な役割を求められる職員に対する研修の体系化を図る。

【研修分野・時間数】

- ・ 保育現場において専門的な対応が求められる6分野、ミドルリーダーの役割としての1分野、実習経験の少ない保育士や潜在保育士向けの1分野の合計8分野の研修を実施。
(研修科目) ①乳児保育、②幼児保育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント、⑧保育実践
- ・ 研修の時間数は、1分野につき15時間以上

【実施主体】

- ・ 原則都道府県だが、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や保育士養成施設、市区町村が実施する研修を都道府県が指定することも可能。
- ② 保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充する。
(保育士等1人当たり年間2日→年間3日)
- ③ 保育士等が、体系化したキャリアアップのための研修を円滑に受講できるよう、都道府県に対し、研修開催のための費用や、保育士等のキャリアアップのための研修参加に伴い、必要となる代替職員の雇上費用を支援する。

① 拡 保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充

保育補助者が保育士になることを推進するための雇上げ支援及び保育補助者雇上げ費の貸付事業に係る要件緩和を行う。

○ 保育士の子どもの預かり支援の推進

(1) 保育士の子どもの保育園等への優先入園についての市区町村への働きかけ

保育園等に勤務していない潜在保育士の保育園等の復帰促進を図るため、保育士の子どもについて、市区町村における保育園等への優先入園の実施について、市区町村間の圏域を超えた調整も含め、積極的に働きかけを行う。

(2) 未就学児を持つ保育士に対する貸付による支援の積極的活用【27年度補正予算、28年度補正予算】

未就学児を持つ潜在保育士の職場復帰支援等のため、「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」や「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付」を都道府県等において積極的に実施していただくよう働きかけを行う。

○ 保育士の業務負担軽減のための支援（ICT化等）

(1) 未就学児のいる保育士の就業継続支援を図るため、未就学児のいる保育士の割合が多い保育園等において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（1名→2名）できるよう保育補助者雇上げ支援を拡充する。【28年度補正予算】

新(2) 保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握とICT化に向けたシステム標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討のための調査研究を行う。

新(3) 保育現場における保育士の業務負担の軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、登降園管理、勤務シフト作成等の業務のICT化を行うために必要な購入費用等の補助を行う。

新 市区町村における保育人材確保対策への支援【29年度予算】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用を支援する。

拡 保育士の就職に向けた働きかけ【28年度補正予算、29年度予算】

(1) 保育士・保育園支援センターの体制拡充

都道府県等に設置する保育士・保育園支援センターについて、保育士等のマッチング支援を積極的に行っているセンターは、そのマッチング支援体制の拡充を支援する。

(2) 保育士宿舍借り上げ支援事業の拡充

保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援する「保育士宿舍借り上げ支援事業」について、支援の対象となる保育士の要件を拡大（採用から5年間→10年間）する。

(3) 倍増した就職準備金貸付の積極的な活用促進

潜在保育士の再就職を促進するため、都道府県等に対し、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金（20万円。保育士の有効求人倍率が高い地域等は40万円）の積極的な活用を働きかけるとともに、潜在保育士や保育事業者に対し広く周知等を図る。

新 〇保育人材確保の取組の「見える化」

都道府県や市区町村が取り組んでいる保育人材確保の取組状況について、自治体ごとに公表する。

新 〇福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除

福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討する。

新 〇保育士の退職手当共済制度の継続の検討

社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、待機児童解消に向け、更なる保育の受け皿及び人材の確保が求められていることも踏まえ、保育園に対する公的助成の継続について検討する。

〇保育士の労働環境確保のための取組

労働環境確保のためのチェック項目に係る監査を徹底するとともに、労働基準監督署との連携について改めて自治体に周知する。

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

④ 「保育コンシエルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大【29年度予算】

保育の利用申込みをした保護者の意向や状況について、市区町村において「保育コンシエルジュ」による積極的かつ丁寧な把握、利用可能な保育園等の情報の提供等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行う。また、夜間・休日や出張相談（アウトリーチ）などによる支援体制の拡大を図る。

⑤ 新 待機児童数調査の適正化

「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」の取りまとめを踏まえた調査要領を各自治体に示し、適正化された新たな調査要領のもとで調査を実施する。

⑥ 新 妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化

妊娠中にいわゆる「保活」を始める方が一定数存在することや就労形態が多様化していることを踏まえ、保育園等への入園申込みに関する通知を改正し、妊娠中からの受付開始が可能であることを明確化する。

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

○認可外保育施設の認可保育園等への移行促進【29年度予算】

拡(1) 地方単独保育施設の利用料支援

地方単独保育施設については、認可外移行運営費支援事業における加算を拡充し、利用者負担額（保育料）を見直し、1人当たり2万円減額する（従前は5千円減額）。

新(2) 認可外保育施設の認可外移行のための支援のパッケージ化

認可外保育施設の認可保育園等の認可外移行に当たっての課題に対応した、各種認可外移行支援のための支援メニューについて、「認可外移行支援強化事業」としてパッケージ化し、更なる認可外移行支援を図る。

○保育士配置基準の維持及び向上

保育の質を維持するため、引き続き国が定める保育士配置基準を遵守するとともに、「質の向上」メニューの3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1）を引き続き推進する。

新(3) 新たな保育所保育指針の施行

保育園における保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示した「保育所保育指針」について、「子ども・子育て支援新制度」の施行、0～2歳児を中心とした保育園利用児童数の増加、子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、改定を実施し、平成30年度から施行予定。

新(4) 認可外保育施設における事故報告の義務化

認可保育園等の認可の施設・事業については、運営基準（内閣府令）により市町村への事故報告が義務付けられていることから、認可外保育施設についても同様に、省令による義務化を図る。

新 認可外保育施設についての情報の公表

認可外保育施設における保育事故等への備えを促すとともに、保護者への適切な情報提供を確保するため、現在、届出事項となっている提携医療機関や、加入している民間保険など、各施設での掲示事項に追加する。

新 保育園等の事故防止の取組強化【29年度予算】

保育園や認可外保育施設等での死亡事故等の重大事故を防止するため、各自治体において、重大事故の防止を内容とした研修を実施するとともに、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置を行う。

新 認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進【29年度予算】

認可外保育施設・事業における自治体への届出・報告等についてICT化を推進することにより、手続きの利便性の向上を図り、適切な届出・報告を推進する。

新 災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法改正】

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度の対象として、企業主導型保育施設及び一定の基準を満たす認可外保育施設を追加する。

5 持続可能な保育制度の確立

○保育実施に必要な安定財源の確保

保育の実施に必要な安定財源について検討する。

6 保育と連携した「働き方改革」

① 保育園に入れられない場合の育児休業期間の延長【育児介護休業法改正】

保育園に入れられない場合に、最長1歳6か月まで延長できる育児休業期間を、最長2歳まで延長する。これにより、生まれ月によっては現行の1歳6か月までの延長では次の年度末に届かないため、保育園に入れず離職せざるを得ない労働者をなくす。（29年10月施行）

○ 男性による育児の促進

育児休業取得に対するハラスメント及びその防止措置の義務付けを周知徹底するとともに、事業主が育児休業の対象となる労働者を把握した時に、個別に取得を勧奨することを促し、育児取得を希望しているのに会社の雰囲気等を理由に取得できない労働者（特に男性）をなくす。また、イクメンプロジェクトの実施や積極的に育児支援に取り組む企業への助成を引き続き行い、男性育児取得を含む男性による育児を促進していく。

② 新 ニーズを踏まえた両立支援制度の確立

上記に加え、育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気の改善など、ニーズを踏まえた育児休業制度の在り方について、総合的な見直しの検討に着手。検討に際しては、子育て中の働く方がやむを得ず離職することのないよう、離職理由等の調査を踏まえて行う。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 <http://www.zenhokyo.gr.jp> 〕

—今号の目次—

- ◆ 企業主導型保育施設における「午睡時の抜き打ち調査」の結果が公表される（児童育成協会）…………… 1
- ◆ 「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集開始（全国社会福祉協議会）…… 2

◆企業主導型保育施設における「午睡時の抜き打ち調査」の結果が公表される（児童育成協会）

企業主導型保育事業は、一億総活躍社会の実現を図るため、平成29年度末までに新たに5万人分の保育の受け皿の確保を目的として、子ども・子育て支援法を改正し、平成28年4月から創設されました。

企業主導型保育事業の設置には地方自治体の関与がなく、事業者が公益財団法人児童育成協会に直接申請する仕組みであり、指導・監査の果たす役割は極めて重要です。指導・監査は児童育成協会が5月下旬から行い（委託事業者：株式会社パソナ。委託事業者による立入調査は7月上旬頃から開始見込み）、関係法令等に基づき、事業が適正に実施されているかを確認する一般的な「立入調査」、重大な法令違反、不適切なサービス提供が疑われる場合等に実施する「特別立入調査」、および特に事故防止の観点から実施する「午睡時の抜き打ち調査」が実施されます（「平成29年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項」平成29年4月28日、児童育成協会）。

平成29年6月7日、児童育成協会は5月末までに実施した12件の「午睡時の抜き打ち調査」について、その結果を公表しました。主な指摘事項は、次のとおりです。

- ・ うつぶせ寝の幼児（1歳児）がみられた。
- ・ シーツの布団への固定が行われていない。
- ・ 午睡時状況のチェック表等による確認、記録が行われていない。
- ・ 落下物等の危険防止策がとられていない。
- ・ 午睡室に午睡時注意喚起のミニポスターが貼られていない。

また、平成29年5月12日に公表された内閣府の『「平成28年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について』（内閣府子ども・子育て本部）においても、0～1歳児の午睡中の事故が多いと指摘されています。

事故報告の集計結果をみると、報告件数 875 件のうち、死亡の報告は 13 件あり、その約半数の 7 件が 0 歳児となっています。

このような調査結果は、企業主導型保育事業だけではなく、保育所・認定こども園等においても、より一層の事故防止の観点から注目すべき点です。日々の保育について再度ご確認をいただくとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みが求められています。

本ニュースNo.16-38 (2016 [平成 28] 年 11 月 7 日号) では、乳幼児突然死症候群 (SIDS) に関する情報提供も行っていますので、あわせてご確認ください。

○企業主導型保育事業の「午睡時の抜き打ち調査」の結果は、児童育成協会のホームページに掲載されています。

児童育成協会ホームページ>お知らせ>企業主導型保育施設における午睡時抜き打ち調査の結果について
<http://www.kigyounaihoiku.jp/info/20170607-01>

○「平成 28 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について (平成 29 年 5 月 12 日、内閣府子ども・子育て本部) は、内閣府のホームページに掲載されています。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要
「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

○乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、厚生労働省ホームページにガイドラインが掲載されています。

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>子ども・子育て>子ども・子育て支援
>母子保健関係>子どもの健康に関する取組み>乳幼児突然死症候群 (SIDS) について
>乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第 2 版)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

◆「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集開始 (全国社会福祉協議会)

全国社会福祉協議会では、平成 29 年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集しています。

この研究助成は、故・植山つる氏 (元淑徳大学名誉教授) からのご寄附により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを趣旨として、昭和 53 年度に「植山研究奨励基金」を発足したもので、平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士ならびに指導員等の職員に対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称を改め、広く研究活動の奨励を図ってきております。

募集要項および申請書は、全国社会福祉協議会ホームページに掲載していますので、ご参照ください。より多くの皆さまのご応募をお待ちしております。

○全国社会福祉協議会ホームページ

「平成 29 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集について (お知らせ)」
http://www.shakyo.or.jp/sponsor/20170605_tsuru.html

(全保協ホームページ「新着情報」からリンクを設定しています。)